

地方創生の実行に向けた  
政策提言・政策提案

平成26年11月  
山口県

## 東京から地方へ

### 現状と課題

#### ① 現状と課題

1

### 東京から地方へ

#### ① 企業の地方分散

4

#### ② 国機関の地方移転の促進

4

#### ③ 大学キャンパス等の地方分散と地方大学の魅力向上

5

## まち・ひと・しごとの創生

### まち・ひと・しごとの創生

#### ① やまぐち産業戦略の推進

8

### 「まち」

#### ① 中山間地域の維持・活性化に向けた「元気生活圏」の形成

12

- |                        |    |
|------------------------|----|
| ② 高速道路ネットワークの整備促進と有効活用 | 24 |
| ③ コンパクトなまちづくりの推進       | 26 |
| ④ 港の賑わい拠点による元気創出       | 28 |

## 「ひと」

- |                            |    |
|----------------------------|----|
| ① 結婚、妊娠・出産、子育てに対する切れ目のない支援 | 30 |
| ② 社会総がかりによる「地域教育力」の強化      | 32 |
| ③ 地方への移住の推進                | 40 |

## 「しごと」

- |                             |    |
|-----------------------------|----|
| ① 可能性に挑戦し、夢を実現したい女性に対する創業支援 | 42 |
| ② 6次産業化等による元気な農林水産業の推進      | 44 |
| ③ 農山漁村の活力維持に着目した鳥獣被害防止対策の推進 | 46 |
| ④ 農林水産業の担い手育成               | 48 |
| ⑤ ICTを活用した農林水産業の振興          | 54 |
| ⑥ 地域を支える建設産業の担い手確保          | 57 |

## 「共通」

- |                      |    |
|----------------------|----|
| ① 地方創生の実行に必要な財源措置の充実 | 59 |
|----------------------|----|

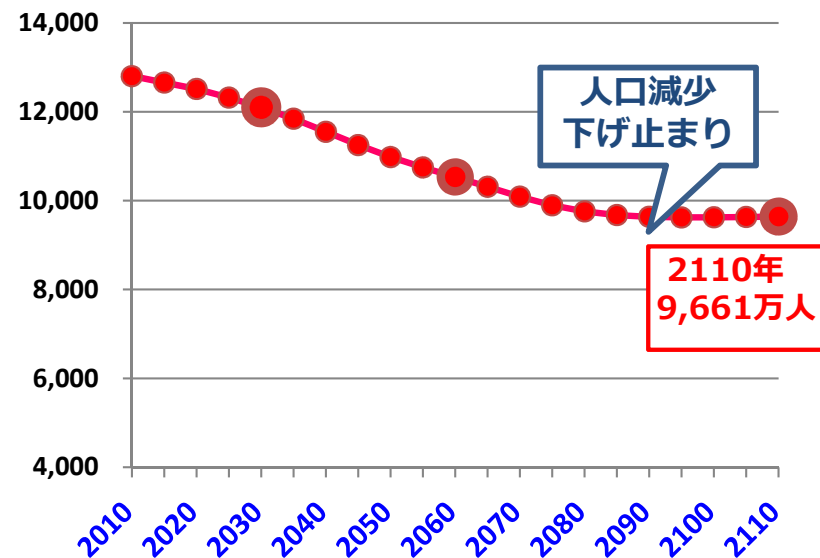
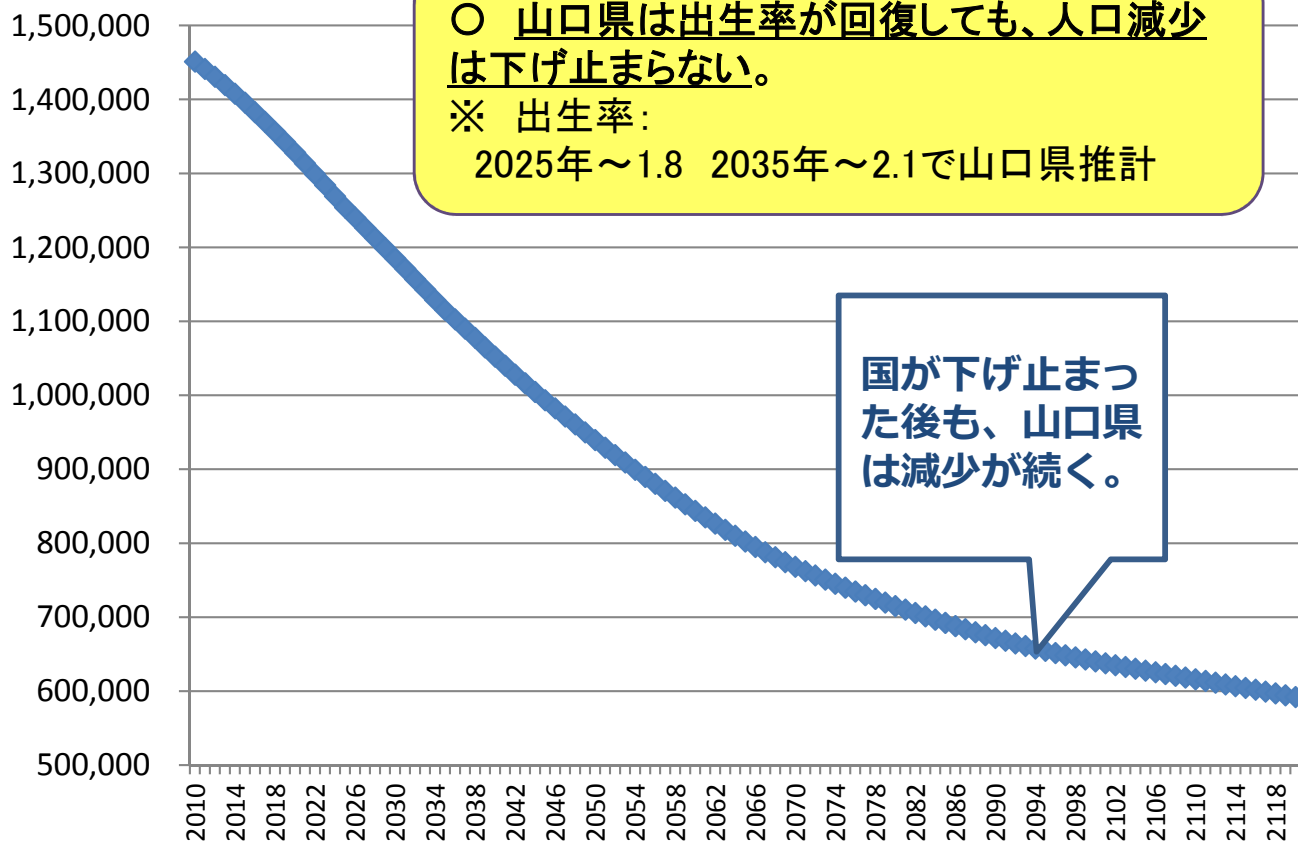


東京から地方へ

# 東京から地方へ

- 出生率が回復したとしても、恒常的な社会減をくい止めない限り、地方の人口減少は止まらない。
- 大学進学時、就職時に東京圏に流出している若者を地方に引き止め、若者の地元定着を図るため、企業・国機関・大学の地方移転を促進し、地方での就職先を確保するとともに、地方大学への進学率、地元就職率の向上を図る等の政策が必要。

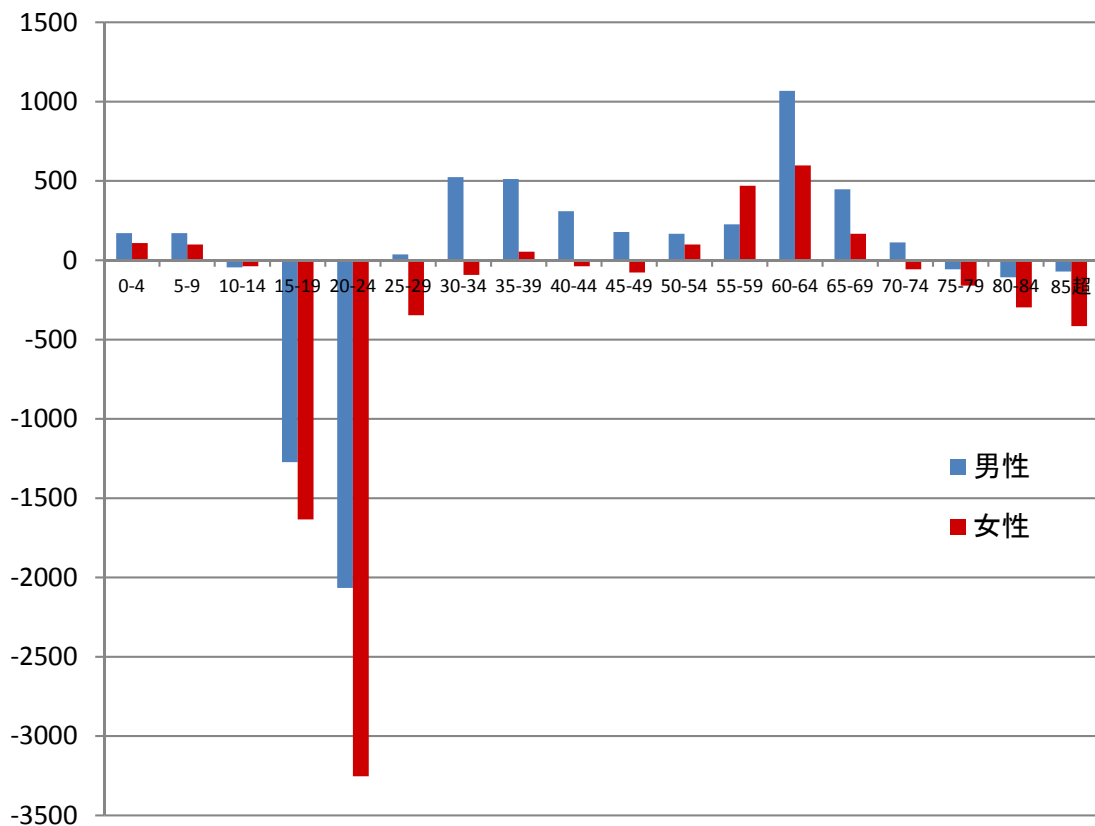
## 山口県 総人口の将来推計



○ 国は2030年までに出生率が2.07に回復すれば、2060年に1億人の人口維持、2090年代半ばには人口減少が止まる。

- 15歳～29歳の若者については転出が転入を上回り、県外へ大きく流出
- 大学等進学時に約72%の高校生が県外へ流出
- 県内大学卒業生の内、県内就職は約30%に過ぎず、約70%が県外へ流出  
※ただし、県内出身者が県内大学へ進学した場合は約70%が県内に就職

### 山口県における若者の流出 (H17→H22)



(出典)総務省「国勢調査」

### 大学等への進学時の県外流出 (H26)

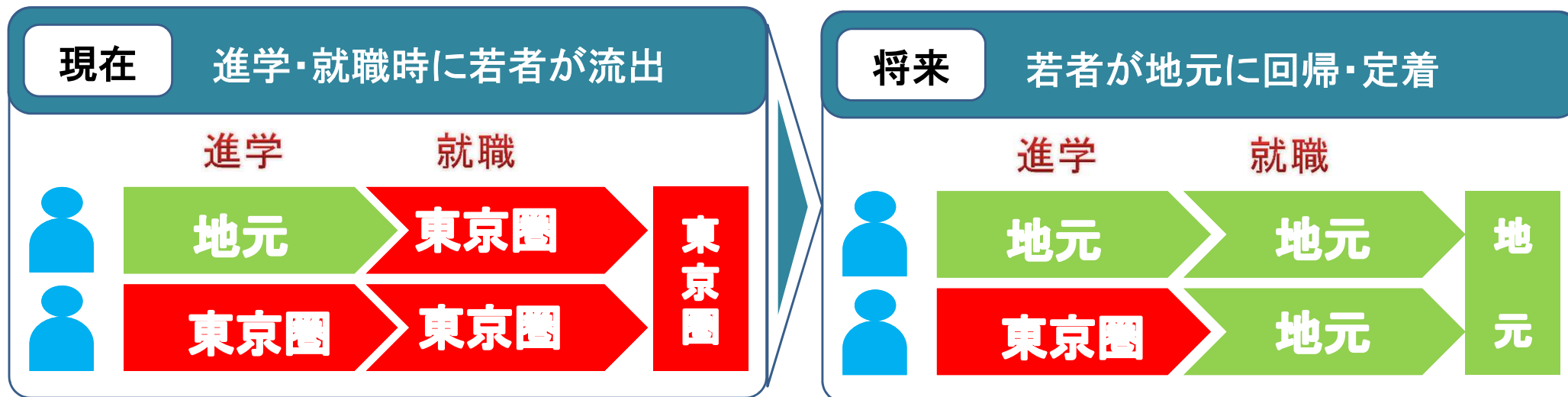
	県内	県外	計
進学者数	1,612	4,135	5,747
割合(%)	28.0	72.0	

### 県内大学生就職時の県外流出 (H26.3)

	全体	内県内出身者
就職者数	2,444	799
県内就職	744	564
県内就職率(%)	30.4	70.6

# 東京から地方へ

《 若者流出の流れを地元回帰・定着へ変える 》



地方創生

地方で学び・働くという選択を後押しする政策が必要！

- ◆ 大学進学者の地元大学への入学者数を増やす。
- ◆ 学生が求める雇用(事務職や専門的な技術職など)を地方に創出する。
- ◆ 特に大学卒業者が希望する職場(本社、研究・開発機関等)を地方に呼び込む。
- ◆ 県内大学における地元企業就職への取組を強化する。等



## 企業の地方分散

### 政策提言 1

東京圏から地方へ機能移転等を行う企業に対するインセンティブ措置  
(法人税の減税、移転費用等の補助)

### 政策提言 2

地方に立地する企業に対する税負担の軽減

- 【具体例】 地方での雇用人数に応じた税額控除(法人税)  
人口密度等に応じて法人税率を複線化  
企業立地補助金等の益金不算入制度の適応 など

### 政策提言 3

地方が企業誘致のために行う課税免除(不動産取得税・固定資産税)等に対する地方交付税による減収補填の拡充

## 国機関の地方移転の促進

### 政策提言 4

試験研究機関等の国機関の地方への移転促進

- 試験研究機関のほか、独立行政法人等を地方へ移転

# 東京から地方へ

## 大学キャンパス等の地方分散と地方大学の魅力向上

### 《大学キャンパス等の地方分散》

#### 政策提言 5

東京圏の大学の工学系や農学系など、地方に研究資源が豊富にある分野のキャンパスの移転の促進

#### 政策提言 6

東京圏の大学の 신설、学部設置の抑制と地方のニーズに即した地方大学の学部設置

#### 政策提言 7

東京圏の大学の入学定員削減と地方大学の定員拡大

地方国立大学の入学料・授業料の引き下げ

- 【具体例】 都道府県別の入学定員を人口割合で設定  
試算例： 山口県内大学の学生（現在：約1万9千人、全国の0.7%）を人口割合（1.1%）に増やせば、県内大学生が約1万人以上増加する。
- 【具体例】 地方国立大学の入学料・授業料の標準額の引き下げにより実施

## 政策提言 8

地方大学が自県内高校出身者の入学料・授業料等の減免を行った場合の運営費交付金等での補填措置の新設

※国立大学:運営費交付金、公立大学:地方交付税措置、私立大学:私学助成で補填

- 【具体例】 県内大学が平成25年から入学金等を約20万円引き下げた結果、入学者が増加

年度	H22	H23	H24	H25	H26
人数(H22比)	224	181(80.8%)	183(81.7%)	257(114.7%)	254(113.4%)

## 《地方大学の魅力向上》

## 政策提言 9

大学教育改革の取組のための補助金の地方大学への優先配分

- 【具体例】 スーパーグローバル大学等事業や大学COC事業等補助金の地方大学への優先配分

## 政策提言 10

「競争的研究資金」(科学研究費助成事業等)の地方大学への優先配分

- 研究費の増額により優秀な教員を確保し、地方大学の魅力を高める。

## 政策提言 11

地方大学の地域貢献(産業振興等)に対する支援

- 【具体例】 地元中小企業・団体等との共同研究に取り組む大学等への運営費交付金等の増額

# 東京から地方へ

## 政策提言 12

地方大学の大学発ベンチャー創出促進や学生の起業支援に積極的に取り組む大学への支援

## 政策提言 13

地方大学の地元就職拡大の取組に対する支援

- 【具体例】 地方大学が地元就職拡大のために行う地元企業とのマッチング活動等の取組への支援

## 政策提言 14

地方大学の地元高校推薦枠の拡大促進

- 【具体例】 地元高校推薦枠を拡大した地方大学への運営費交付金等の増額
- 【具体例】 地方国立大学の定員を拡大し、地元高校推薦枠(割合)を義務付け

## 政策提言 15

「海外留学制度」における地方大学優遇枠の創設

- 【具体例】 地方大学在学学生だけが応募できる地方枠の新設  
※ 「日本学生支援機構」の支援枠 (H26支援枠[短期留学]:2万人)

## 政策提言 16

地方大学入学・地方就職で返還が免除される奨学金制度の創設

- 【具体例】 地元高校生対象奨学金: 地元大学入学・地元就職で返還免除
- 【具体例】 東京圏高校生対象奨学金: 地方大学入学、一定期間、地方就職・勤務で返還免除  
※ 地元ゆかりの高校生(親が地元出身等)については優先的に選考

まち・ひと・しごとの創生

# まち・ひと・しごとの創生

## やまぐち産業戦略の推進

- ◆ 山口県では、知事をトップに、官民一体となった「産業戦略本部」を設置(平成25年4月)
- ◆ 本県産業戦略の指針となる「やまぐち産業戦略推進計画」を策定、推進
- ◆ 地域の強みを活かし、地域の活力源となる強い産業をつくる取組は、国の「地方創生」に先駆けた戦略

### 山口県の産業戦略

#### 【基本的な考え方】

全国的にも優れた瀬戸内沿岸の産業集積を活かし、より **強い産業** を創っていく。

- ◆ 産業発展の基盤となる港湾や道路等の **インフラ整備・充実**
- ◆ 成長が期待される医療・環境分野における **次世代型産業の育成・集積の促進**
- ◆ これらをベースに、地域の資源を活かした **農林水産業、観光の振興**

瀬戸内産業の再生・強化を  
梃子に、第一次産業から  
第三次産業まで、  
バランスのとれた  
産業力の増強

### 山口県産業戦略本部 (H25.4.設置、H26.4強化)

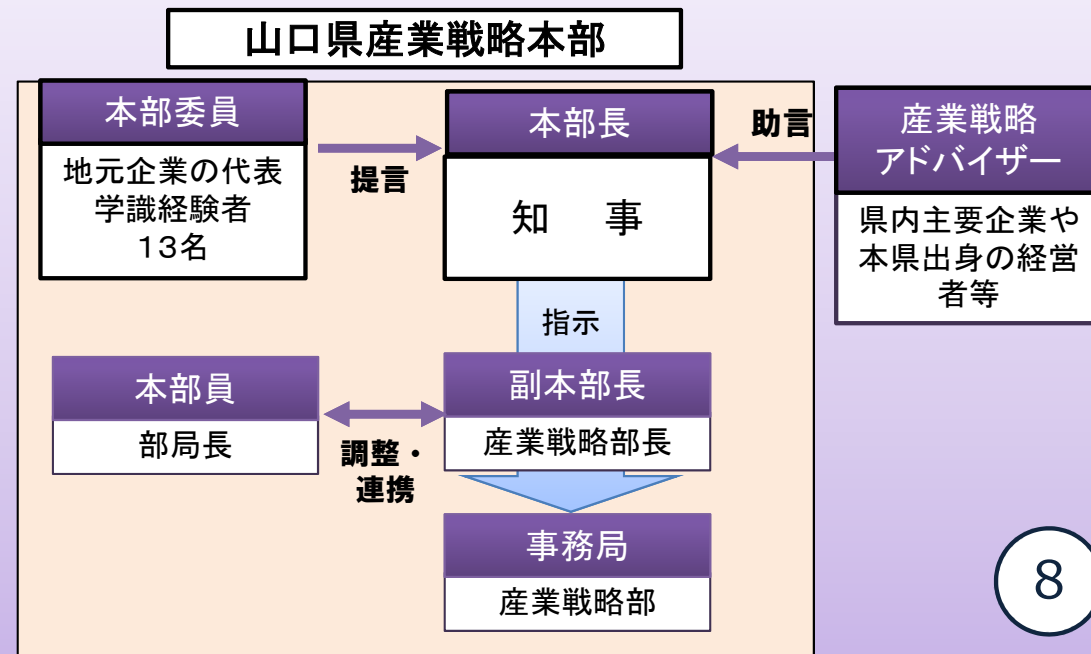
#### 産業分野の取組を統括的・総合的に推進する司令塔

##### ◆ 民間と行政が一体となって施策を企画立案

- 本部委員として地元企業の工場長等が参画。その意見を踏まえ、施策を企画立案
- アドバイザーとして、主要企業の経営者が助言

##### ◆ 知事をトップに全庁一丸となって推進

- 知事が本部長に就任(H26.4)
- 産業戦略に関係する全部局長が本部員として参画



# 強みを活かし、力を伸ばすことで地域の活力源となる強い産業を創る

## 第二次産業は地方の活力と雇用を支える重要産業

- 山口県は、瀬戸内海沿岸部に、基礎素材型産業が集積
  - 我が国経済を牽引するとともに、地域の雇用を維持
- これを基盤に、医療・環境分野の成長産業の集積も進展
  - 人口流出が続く中、若者等の雇用の受け皿として期待

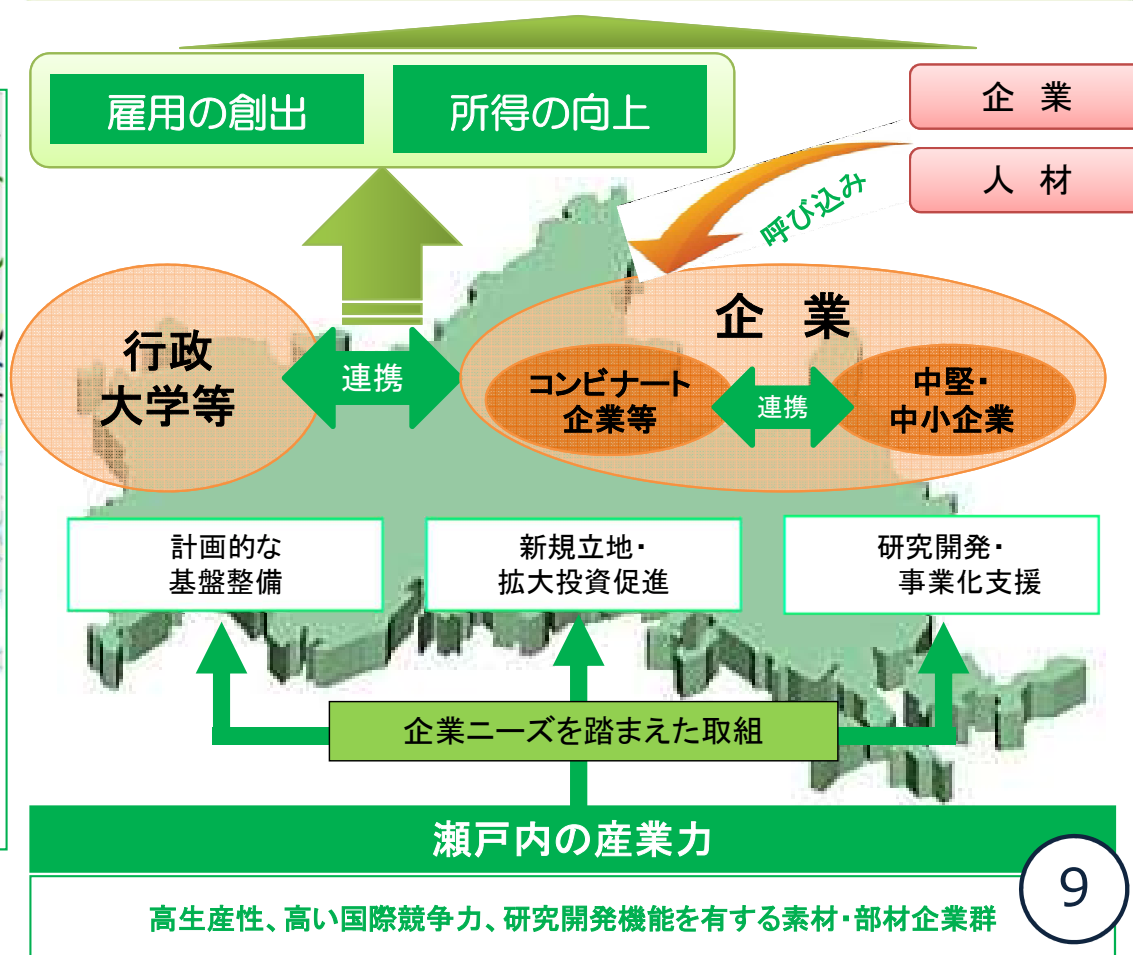
製造品出荷額等 全国16位(シェア 2.3%) 6兆7, 879億円(H25速報値)
・1事業所当たり 全国1位    ・従業員1人当たり 全国1位 ・石油・石炭 全国3位    ・化学 全国6位
工業用水給水能力・契約水量 全国1位
医薬品原末・原液の製造品出荷額等 全国2位

## <瀬戸内海沿岸部を中心に企業が集積>

瀬戸内沿岸地域の  
医療関連企業集積群  
環境・エネルギー(水素等)  
関連企業集積群



## 地方創生



目  
標

強みを活かし 力を伸ばして 創造する  
輝く活力あふれる産業集積県 やまぐち

8つの戦略 22のプロジェクト

重  
点  
戦  
略

国際競争に打ち勝つ「瀬戸内産業再生戦略」

- ◆ 物流拠点港湾の機能強化
- ◆ 工業用水の安定供給
- ◆ 物流等基盤の強化
- ◆ 付加価値の高い研究開発・設備投資等の促進
- ◆ 産業インフラの長寿命化

全国をリードする「医療関連産業育成・集積戦略」

- ◆ 医療関連産業クラスターの形成

次代を担う「水素等環境関連産業育成・集積戦略」

- ◆ 環境・エネルギー産業クラスターの形成
- ◆ 水素利活用による産業振興と地域づくり
- ◆ 再生可能エネルギーの導入促進

おいでませ！「宿泊者数500万人戦略」

- ◆ 明治維新150年に向けた観光需要の拡大
- ◆ 外国人観光客倍増に向けた国際観光の推進
- ◆ クルーズ船の誘致推進

地域が輝く「農林水産業活力向上戦略」

- ◆ 「やまぐちブランド」等の販路拡大
- ◆ アジア等に向けた輸出拡大
- ◆ 6次産業化・農商工連携の推進
- ◆ 水産業振興基盤の強化・充実



技術力のある「中堅・中小企業成長戦略」

- ◆ 技術革新や経営革新による中堅・中小企業の成長
- ◆ 建設産業の再生・強化
- ◆ 6次産業化・農商工連携の推進

未来を担う「産業を支える人づくり戦略」

- ◆ ものづくり産業等を支える人材の育成
- ◆ 産業を支える女性の活躍促進

新たな地産地消開拓戦略

- ◆ コンクリート舗装の活用促進

その他の取り組むべき施策

- ◆ コンパクトなまちづくりの実現



# まち・ひと・しごとの創生

## 政策提案 1

地域の活力源であり、「地方創生」の推進基盤となる強い産業を創るため、地方がその強みを活かし官民一体となって取り組む産業戦略への重点的な支援

- 瀬戸内沿岸地域に集積する製造業の国際競争力強化に向けた産業基盤(港湾、工業用水、道路など)の整備への支援
- 成長が期待される医療・環境分野における次世代型産業の育成・集積への支援
- 地域の資源を活かした農林水産業・観光の振興への支援

## 中山間地域の維持・活性化に向けた「元気生活圏」の形成

### 本県の現状と課題

#### 1 人口の減少

(単位:千人,%)

区分	県全体	中山間
1950年	1,541	646
2010年	1,451	366
減少率	△5.8	△43.3
さらに		
2040年	1,050	260
減少率	△31.9	△59.8

#### 2 小規模・高齢化集落の増加

※小規模・高齢化集落:戸数19戸以下、高齢化率50%以上の集落

(単位:集落,%)

区分	中山間集落数	うち小規模・高齢化集落	割合
2006年	3,305	424	12.8
2012年	3,299	531	16.1

さらに

2040年 中山間地域の半数近い集落が小規模・高齢化集落となるおそれ

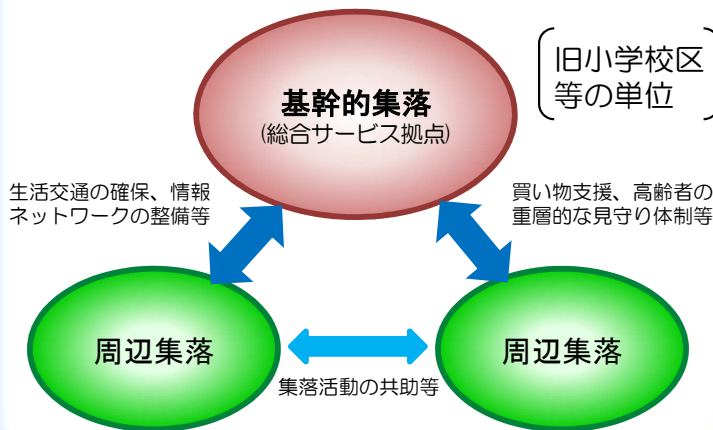
集落機能の維持・活性化が重要

### 中山間地域「元気生活圏」構想

中山間地域の集落機能を持続可能なものに活性化し、底力のある地域を創るため、基幹的集落を中心とする複数集落による「基礎生活圏」を形成し、日常生活支援機能等の拠点化とネットワーク化を図るとともに、近隣の中心都市とも連携しながら、基礎生活圏を核とした地域産業の振興や人口定住の促進を目指す「元気生活圏」構想を推進。

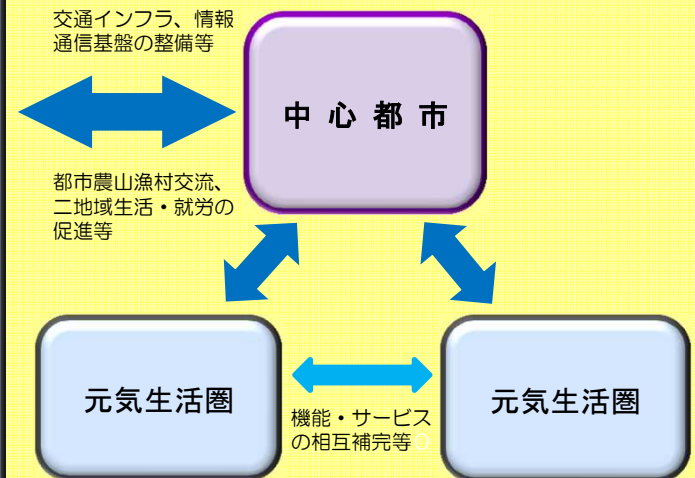
《基幹的集落を中心とする複数集落のネットワーク圏》

#### 元気生活圏 (基礎生活圏)



地域コミュニティ組織による地域運営・地域経営  
(総合生活支援サービス、コミュニティ・ビジネス等の展開)

《都市近接の特性を活かした中心都市との連携》



## 元気生活圏の運営

地域コミュニティ組織を元気生活圏を支える中核的組織と位置付け、新たな組織づくりと機能強化を促進。

周辺集落



## 基幹的集落 (総合サービス拠点)

### 地域コミュニティ組織による地域運営・地域経営

#### 《機能・サービスの拠点化の推進》

- 拠点施設の設置・運営、生活支援サービスの実施
- 高齢者見守りネットワークの構築・運営
- 防災対策、鳥獣被害防止対策、空き家対策の取組 等

#### 《集落間のネットワークの強化》

- 生活交通ネットワーク(デマンド型交通等)の運営
- 周辺集落への移動販売の実施
- ICTを活用した情報ネットワークの構築 等

安心して住み続けることのできる生活環境の整備

#### 《新たなビジネスづくりの推進》

- 地域産品の加工販売、集出荷の仕組みづくり
- 地域資源を活かした6次産業化の取組
- 都市との交流の拡大による観光・交流産業の育成
- 新たな定住者の起業支援、事業者誘致 等

地域経済の活性化と雇用創出、組織の財政安定

周辺集落



都市圏からの移住・定住の促進、新たな担い手の確保

## 政策提案 1

# 新たな立法措置を含む中山間地域振興対策の総合的・計画的な推進

### ➤ 対策の根拠法となる「中山間地域振興対策推進法」(仮称)の制定

- ・現行の地域振興各法の指定地域等を「中山間地域」として包括し、振興対策の総合的・計画的な推進を目的とする新たな法律の制定
- ・元気生活圏の形成を目指す対策の基本的方向の明示、国・都道府県・市町村の責務の明確化、支援体制や税財政上の措置等の法定化

### ➤ 中間支援機関の設置及び専門支援人材の確保・養成に係る制度創設

- ・元気生活圏の形成を支援するためのセンター機関として、専門的な「中間支援機関」を都道府県単位で設置
- ・専門支援人材の確保・養成に向けた国制度(資格の付与等)の創設と地方自治体における人材の法定配置

### ➤ 地方の創意工夫が活かせる自由度の高い総合交付金・基金等の創設、地方の施策推進に必要な歳出の地方財政計画への計上と地方交付税の充実



## 政策提案 2

# 元気生活圏を支える地域コミュニティ組織の育成

### ➤ 地域運営や産業活動の活性化を担う地域コミュニティ組織づくりの促進と組織機能の強化

### ➤ 地域コミュニティ組織による生活支援サービス事業の実施等を促進するための法人制度の整備等

### ➤ 地域おこし協力隊の導入促進と任期後の定着・起業に向けた支援

### 政策提案 3

## 元気生活圏の形成に向けた機能・サービスの拠点化の推進

- 拠点化に向けたサービス提供等の仕組みづくりや拠点施設の整備等の促進
- 遊休公共施設を拠点施設として活用するに当たっての財産処分等に伴う国庫納付金の免除等

### 政策提案 4

## 元気生活圏内における集落間のネットワークの強化

- 地域住民の足となる生活交通(デマンド型交通等)の確保・充実
- ブロードバンド等の情報通信基盤の整備やICTを活用した高齢者の見守り、住民連携の促進

### 政策提案 5

## 元気生活圏を核とする新たなビジネスづくりの推進

- 新たな定住者の起業やコミュニティ・ビジネスの創出等の促進
- 産学金官の連携による総合的・継続的な経営支援体制の構築、金融機関による円滑な資金供給の促進
- 事業者誘致に向けたビジネス環境の整備(ICTインフラの充実、遊休公共施設や空き家の活用等)

# 【政策提案1関係】 中山間地域振興のための新たな立法措置について(イメージ)

◆ 中山間地域に係る現行の地域振興法 …… 過疎法、離島振興法、半島振興法、山村振興法、特定農山村法 等

## 現行法における問題点

- 現行法の多くが時限立法で、各法の適用地域の指定に一体性がなく、重複する地域がある一方、中山間地域を十分にはカバーできていない。
- 過疎法においては、「人口減少率」を地域指定要件の指標としているが、我が国全体が本格的な人口減少社会となる中で、指標としての有効性を再検討すべき時期に来ている。
- 法ごとに各種計画等の策定が事実上義務付けられていることから、同一地域で同様の計画等を複数策定しなければならない実態があり、事務的な負担も大きい。
- 各法の支援措置にも一体性はなく、指定地域間で不均衡がある。また、支援措置(特に補助金関係)のメニューが多く、手続きや管理が複雑であり、積極的な活用が図りにくい。

## 新たな立法措置のポイント

- ◆ 恒久法として、「中山間地域」の定義(条件不利地というだけではなく、食料の供給、国土や自然環境の保全など、多くの重要な役割を担う地域)を明確化し、現行各法の適用地域等を包括した中山間地域の区域を指定
- ◆ 条件不利性に着目した従来の地域指定要件を見直すとともに、中山間地域の多面的な役割・機能を積極的に評価するための新たな要件を追加
- ◆ 各法における計画等の策定を一本化  
(特定事業の振興に関するものを除く)
- ◆ 各法における支援措置を一本化(特定事業振興分を除く)
- ◆ 新たに、地方の創意工夫が活かせる自由度の高い総合交付金制度や、地域づくりを総合的に支援する地方債の創設を規定
- ◆ 地域コミュニティ対策の強化を図るため、専門的な「中間支援機関」を都道府県単位で設置
- ◆ 専門支援人材の確保・養成に向けた国制度の創設、地方自治体における専門支援人材の配置を規定

### ※新法への移行について

- ・ 現行各法の失効時期等をにらみながら、段階的に新法へ統合。
- ・ 新法と現行法が併存する期間においては、計画等は、新法に基づく計画等と一体化させることを基本とし、支援措置については、新法を含む各法の措置のうち、最も有利なものを選択的に適用。

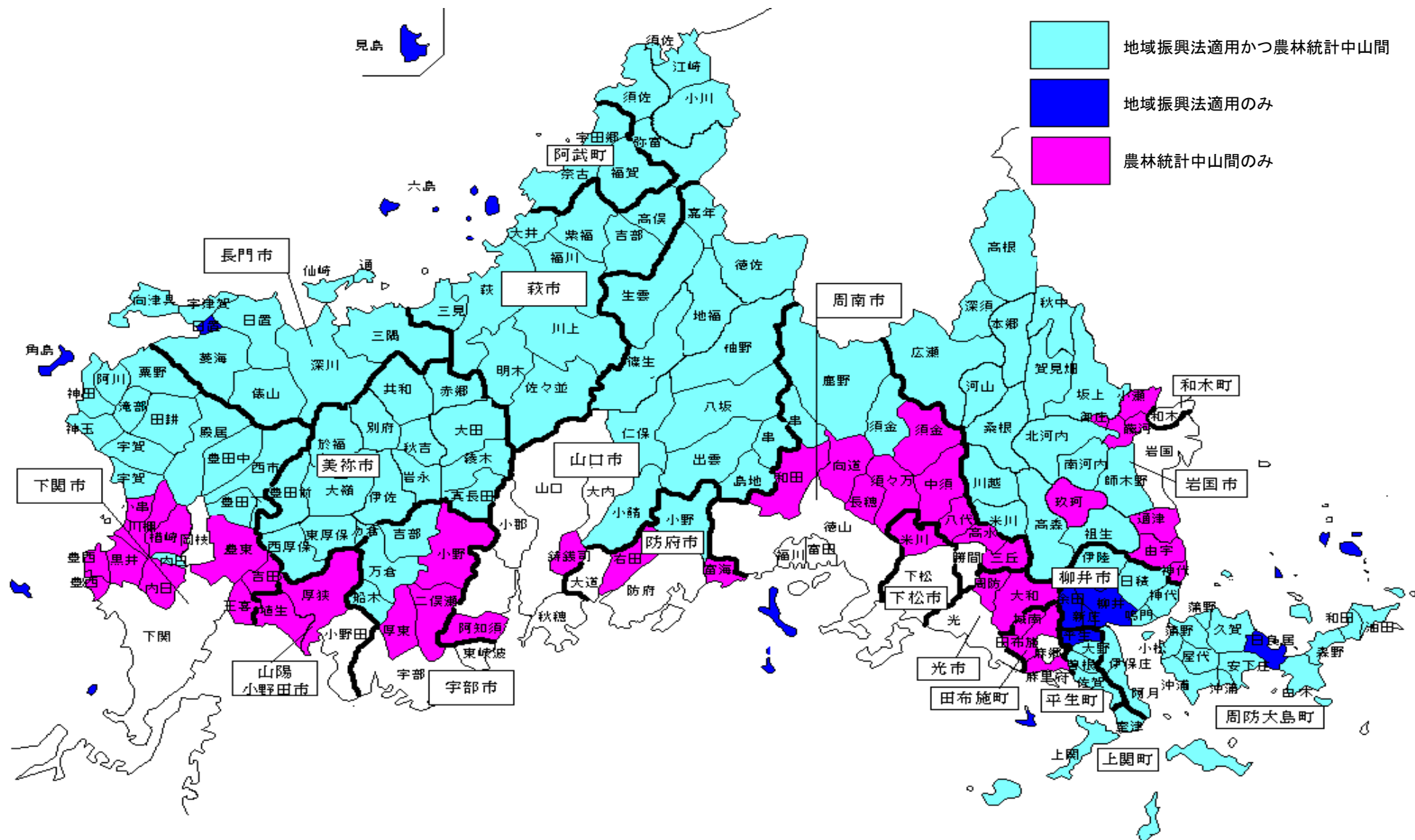
新規

# 山口県における中山間地域

《中山間地域の区域》 ※「山口県中山間地域振興条例」及び「山口県中山間地域づくりビジョン」に規定

○地域振興5法(過疎法、離島振興法、半島振興法、山村振興法、特定農山村法)の適用地域

○農林水産省の農業地域類型区分による山間農業地域、中間農業地域



# 新法の概要 …… 「中山間地域振興対策推進法」(仮称)

## 目的

食料の安定的な供給や国土及び自然環境の保全、多様な文化の継承など、我が国にとって重要な多くの役割を担っている中山間地域について、総合的かつ計画的な対策を推進するために必要な特別措置を講ずることにより、産業基盤及び生活環境の整備等に関する他の地域との格差の是正を図りつつ、自立的かつ持続的な発展を促進し、もってこれらの地域の将来にわたる役割の発揮に寄与することを目的とする。

## 主な内容

### ◆ 中山間地域の定義

…… 「中山間地域」の定義を明確化するとともに、条件不利性に着目した従来の地域指定要件を見直し、中山間地域が有する多面的な役割・機能を積極的に評価するための新たな要件を追加。指定の単位は昭和の合併前の旧市町村。

### ◆ 対策の基本方針・目標

…… 特に、地域コミュニティ対策については、基幹的集落を中心とする複数集落による「基礎生活圏」の形成と日常生活支援機能等の拠点化・ネットワーク化、地域コミュニティ組織による地域運営・地域経営を対策の目標として明示

### ◆ 国・都道府県・市町村の責務、地域住民等の努力

…… 《国》基本方針の提示、支援施策の総合的な実施 《都道府県》人材の育成・派遣等による地域、市町への支援 《市町村》地域と連携した地域づくりへの主体的な取組 《地域住民》地域づくりの主体としての積極的な活動の実施

### ◆ 計画等の策定

…… 各般の対策を計画的に遂行し、適切に進行管理していくため、国、都道府県及び市町村において、それぞれの役割分担の下、必要な方針、実施計画等を策定

### ◆ 中間支援機関の設置

…… 地域コミュニティ対策の強化を図るため、外部人材の派遣や現地支援の総合調整等を担うセンター機関として、専門的な「中間支援機関」を都道府県単位で設置

### ◆ 専門支援人材の確保・養成

…… 地域に寄り添い、継続的に支援を行う専門人材の確保・養成に向けた国制度(資格の付与等)の創設、地方自治体における専門支援人材の法定配置

### ◆ 財政上の特別措置

…… 地方の創意工夫が活かせる自由度の高い総合交付金・基金等の創設、地域づくりを総合的に支援する地方債の創設、国庫補助負担率の引上げ 等

### ◆ その他の特別措置

…… 各施策分野における予算の重点配分や優先採択、地域おこし協力隊等の法定化、国税の課税特例、地方税の課税免除・不均一課税と交付税算定における減収補填の適用 等



## 《参考》 中山間地域に係る地域振興法の状況

- 中山間地域に係る地域振興法の多くは、所与の制約条件のため自力での発展が困難な地域を対象に、国が地域格差の是正を図る観点から支援を行う、いわゆるハンディキャップ法。  
⇒ 地域格差が是正されれば法律は不要となるため、時限立法により措置 ⇒ ほとんどが延長
- それぞれの立法目的に基づき、各法が独自に地域の指定、振興計画の策定、支援措置等について規定。

### 1 主な現行法

法律名	制定時期	法律の目的
過疎法 (過疎地域自立促進特別措置法) 〈総務省〉	H12 (~H33.3.31)	人口の著しい減少に伴って活力が低下し、生産機能や生活環境の整備等が他地域に比べて低位な地域について、計画に基づく事業の実施等により、地域の自立を促進し、住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正等を図る。
離島振興法 〈国土交通省〉	S28 (~H35.3.31)	我が国の領域、排他的経済水域等の保全等に重要な役割を担っている離島について、産業基盤や生活環境の整備等が他地域に比べて低位な状況を改善するとともに、計画に基づく事業の実施等により、離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上等を図る。
半島振興法 〈国土交通省〉	S60 (~H27.3.31)	三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、水資源が乏しい等資源の利用の面における制約から、産業基盤や生活環境の整備等が他地域に比べて低位な半島地域について、計画に基づく事業の実施等により、半島地域の自立的発展、地域住民の生活の向上等を図る。
山村振興法 〈農林水産省〉	S40 (~H27.3.31)	国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている一方、産業基盤や生活環境の整備等が他地域に比べて低位な山村について、計画に基づく事業の円滑な実施に関し必要な措置を講じることにより、山村における経済力の培養、住民福祉の向上、地域格差の是正等を図る。
特定農山村法 (特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律) 〈農林水産省〉	H 5	地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域(特定農山村地域)について、農林業その他の事業の活性化のための基盤整備を促進するための措置を講じることにより、地域の特性に即した農林業その他の事業の振興を図り、豊かで住みよい農山村を育成する。

※その他……豪雪地帯対策特別措置法、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、低開発地域工業開発促進法 など

## 2 現行各法における地域指定、計画策定、主な支援措置の状況

法律名	地域の指定		計画等の策定	主な支援措置
	指定の単位	指定基準の指標等		
過疎法	市町村又は合併前の旧市町村単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人口減少率</li> <li>○財政力指数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自立促進方針（都道府県）</li> <li>○自立促進計画（都道府県及び市町村）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国庫補助負担率の引上げ（教育施設、児童福祉施設、消防施設）</li> <li>○過疎債の充当（ソフト事業を含む）</li> <li>○都道府県の代行整備（基幹道路等）</li> <li>○国税の課税特例、地方税の課税免除等（交付税措置）</li> <li>○政府系金融機関の低利融資</li> </ul>
離島振興法	離島単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本土との航路距離</li> <li>○人口規模等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○離島振興計画（都道府県）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国庫補助負担率の引上げ（漁港、道路、学校等）</li> <li>○国税の課税特例、地方税の課税免除等（交付税措置）</li> </ul>
半島振興法	市町村単位（2以上の市町村からなる区域）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高速輸送施設の整備状況</li> <li>○産業の開発の程度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○半島振興計画（都道府県）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国庫補助負担率の引上げ（半島循環道路等）</li> <li>○都道府県の代行整備（基幹的市町村道等）</li> <li>○国税の課税特例、地方税の不均一課税（交付税措置）</li> <li>○政府系金融機関の低利融資</li> </ul>
山村振興法	S25. 2月時点の旧市町村単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>○林野率</li> <li>○人口密度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○山村振興基本方針（都道府県）</li> <li>○山村振興計画（市町村）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都道府県の代行整備（基幹道路等）</li> <li>○認定法人への国税の課税特例、地方税の不均一課税（交付税措置）</li> <li>○政府系金融機関の低利融資</li> </ul>
特定農山村法	市町村又はS25. 2月時点の旧市町村単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>○急傾斜耕地（田・畑）の面積割合</li> <li>○林野率</li> <li>○農業従事者割合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農林業等活性化基盤整備計画（市町村）</li> <li>※その他に事業者等が作成（市町が認定）する計画あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国税の課税特例、地方税の不均一課税（交付税措置）</li> <li>○政府系金融機関の低利融資</li> </ul>

## 山口県の特徴的な取組

### 《取組1》

#### 「山口県中山間地域振興条例」及び「山口県中山間地域づくりビジョン」に基づき、中山間地域振興施策を総合的・計画的に推進

- 中山間地域の振興を総合的・計画的に推進するため、「山口県中山間地域振興条例」を制定（平成18年7月）  
※議員提案による政策条例（中山間地域振興のための条例を有するのは、全国で7県）  
〈条例の内容〉
  - ・「中山間地域」の定義 ～ 地域振興関係5法の指定地域（過疎、離島等）、農林統計上の中間・山間農業地域
  - ・県、県民の責務
  - ・施策の基本方針 等
- 「山口県中山間地域づくりビジョン」に沿って、総合的・戦略的に施策を推進
  - ・3つの施策の柱 ～ 「持続可能な地域社会の形成」「安心・安全で暮らしやすい生活環境の整備」  
「くらしを支える多様な産業の振興」
  - ・8つの重点プロジェクト ～ 「住民主体の地域づくり促進プロジェクト」等

### 《取組2》

#### 「新たな地域コミュニティ組織」づくりや「地域の夢プラン」づくりにより、住民主体の地域づくりを促進

- 広域的な範囲（旧小学校区等）で集落を支え合う「新たな地域コミュニティ組織」づくり
- 住民が自主的・主体的に地域の将来像や具体的な目標、行動計画等を定める「地域の夢プラン」づくり  
※地域の夢プラン作成数：53地域
- 住民主体の取組を促進するため、専門のアドバイザーやコーディネーターの派遣、活動拠点となる施設整備への助成など、県単独でハード・ソフト両面から支援

# 事例1

## [山口市仁保地域]

### 新たな地域コミュニティ組織による地域運営・地域経営

#### 【地域の概況】

※山村振興法上の「振興山村地域」(8割が山林)

- ・山口市中部の山間地に位置し、面積72km<sup>2</sup>
- ・23集落 3,249人(1,395世帯)、高齢化率37.4%(26年9月末)
- ・農林水産祭「豊かなむらづくり部門」で天皇杯受賞(平成13年)

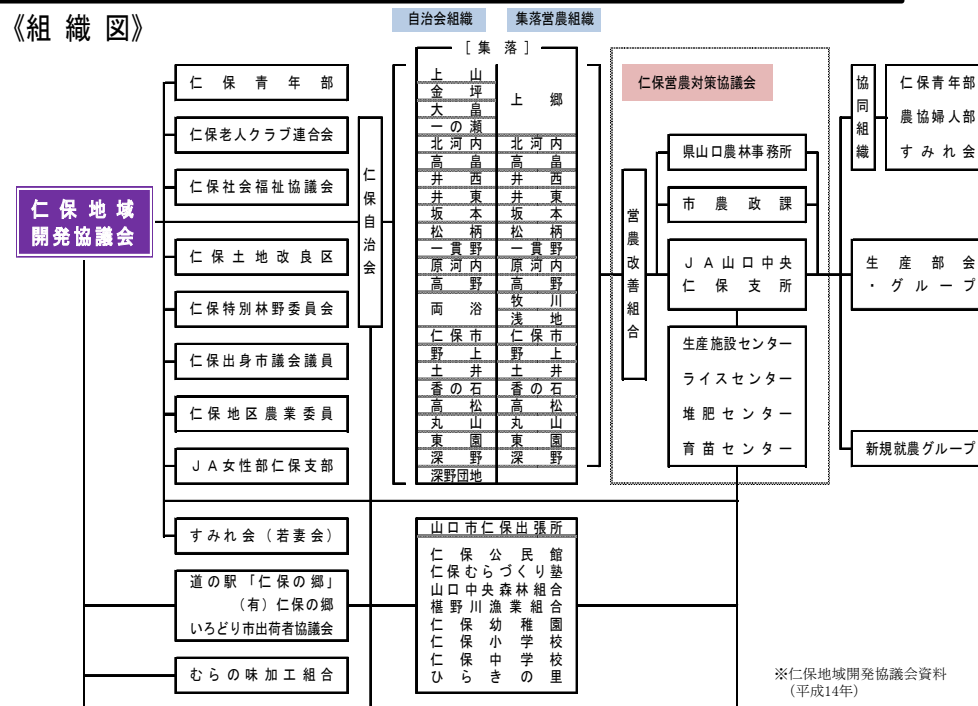
#### 【新たな地域コミュニティ組織】

- ・急速な人口減少等、将来への強い危機意識から、自治会をはじめ農協や土地改良区、婦人会等、地域内の全ての組織を糾合した新たな地域コミュニティ組織「仁保地域開発協議会」を設立(昭和45年)
- ・地域づくりのマスタープラン「仁保地域開発構想」の作成

#### 【取組の内容】

- ◇農業を大切にするむらづくり  
～公共事業に係る「仁保方式」～  
①「辺鄙なところから整備」②「住民自身が用地問題を解決」
- ◇子どもたちへの郷土の教育  
「地域教育懇談会」の発足、地域の負担によるスクールバス運行
- ◇住みよい地域の創造  
榎野川の源流を守る運動、地域通貨「フシノ」の導入
- ◇道の駅「仁保の郷」の開業(平成12年)  
地域の新たな拠点づくりに向け、開発協議会において「道の駅構想」を検討。  
住民出資の有限会社による経営  
※開発協議会の働きかけにより、周辺一帯に公共施設やバスターミナル、商業施設等が整備され、地域におけるワンストップ・サービス拠点が形成

#### 《組織図》



※仁保地域開発協議会資料(平成14年)



## 事例2

### [周防大島町]

### 交流から定住への町づくり ～ 人口社会増の実現 ～

#### 【地域の概況】 ※過疎法、離島振興法、半島振興法、特定農山村法の指定地域

- ・人口18,334人(9,960世帯)、高齢化率49.4% (H26年4月)
- ・平成16年10月 大島町、久賀町、橘町、東和町の合併により発足
- ・農業(かんきつ類)、水産業が主体

#### 【取組の内容】 「交流から定住へ」を合言葉に定住対策を推進

##### ■交流人口の拡大 目標100万人(目標27年) → 実績:93万人(25年)

- ・体験型教育旅行(農林漁家ホームステイによる修学旅行等の受入れ)
- ・関西等から24校4,168人(H24) が来訪(県内最大) 経済効果7千万円(試算)
- ・修学旅行で島に魅了された中学生(大阪)が県立周防大島高校に入学

##### ■島ぐるみの定住促進対策 人口社会増(転入-転出)を実現

- 周防大島町定住促進協議会 FPIによる役場内ワンストップ無料相談窓口
- 無料島人紹介所 島内の起業者、若手農家、移住女子等との面会制度
- お試し暮らし制度 古民家への一時的居住制度(2万円/2週)
- 島くらす 移住希望者への情報提供や地域との交流支援する民間団体  
→「ヒトづて」による若年層主体のIターンを促進

##### ■新たな定住者による起業(例)

- (株)瀬戸内ジャムズガーデン 松嶋氏(42歳)
  - ・H19愛知県から移住(Iターン)、手作りジャム加工により起業
  - ・H23法人化、H25に6次産業法に基づく総合化事業計画認定
- 笠原養蜂場 笠原氏(29歳)
  - ・H22福岡県から移住(Iターン)、実家が営む養蜂業を周防大島で開始



体験型教育旅行の受入れ

人口の社会増減(山口県人口移動統計調査)

年	H23	H24	H25
人口社会増減	△4人	19人	23人



(株)瀬戸内ジャムズガーデン  
(同社HP)



笠原養蜂場夫妻  
(周防大島町定住促進協議会HP)

## 高速道路ネットワークの整備促進と有効活用

### 政策提案 1 地方創生を支える高速道路ネットワーク整備の促進

- 地域の活力の維持、交流人口の拡大等に不可欠な高速道路ネットワークの整備を促進

### 政策提案 2 高速道路ネットワークを地域の活性化に活かすための施策の展開

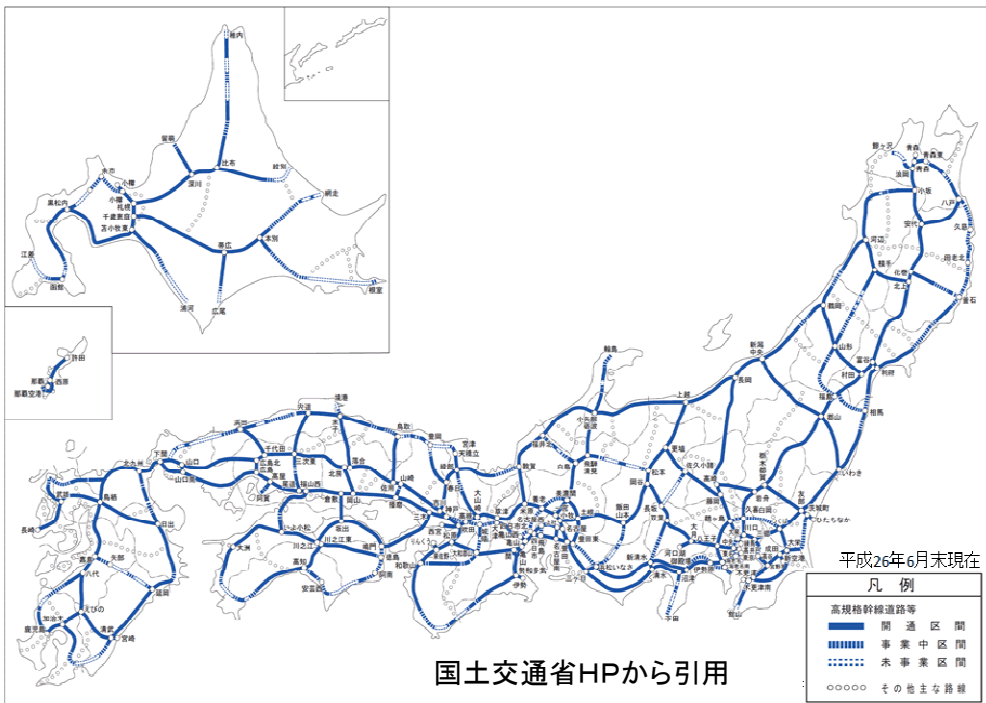
- 産業・観光振興など、高速道路ネットワークを地域の活性化に活かすための高速道路料金の更なる改善やスマートインターチェンジ等の整備促進

# 高速道路ネットワークの整備促進と有効活用のための施策の展開

- 高速道路ネットワークのミッシングリンクは地域の活性化の大きなハンディキャップであり、地域の活力の維持、交流人口の拡大等に不可欠な高速道路ネットワークの整備促進が必要
- 産業・観光振興など、地域活性化に資する高速道路の有効活用のため、高速道路料金の更なる改善やスマートインターチェンジ等の整備促進が必要

## ミッシングリンクの解消

- 未整備区間は山陰や東北、南四国、東九州などに偏在(山口県も山陰道約100kmが未整備)
- ミッシングリンクは地域活性化の大きなハンディキャップ



## 高速道路料金の更なる改善

●地方企業の競争力強化のための物流コスト削減

●地域経済に波及効果の大きい観光客等の移動人口の拡大

●高速道路料金の改善

- ・割引制度拡大
- ・定額料金制度
- ・地方での周遊パス拡充 等

## スマートIC等の整備

●ICへのアクセス距離による地域格差の解消

●物流面のアクセス向上

●スマートIC等の整備

※IC整備のための負担軽減が必要

## コンパクトなまちづくりの推進

### 政策提案 1 コンパクトなまちづくりを支援するアドバイザー制度の創設

- 高度かつ専門的な観点からの助言が受けられる支援体制の創設

### 政策提案 2 コンパクトなまちづくりに民間事業者が参画しやすい環境づくり

- 民間事業者が参画しやすい事業手法の調査検討への支援
- 民間事業者が参画しやすい財政支援制度の拡充

### 政策提案 3 コンパクトなまちづくりを進める省庁横断的なパッケージの創設

- 幅広い分野にわたる総合的な取組を円滑に進める交付金制度の創設



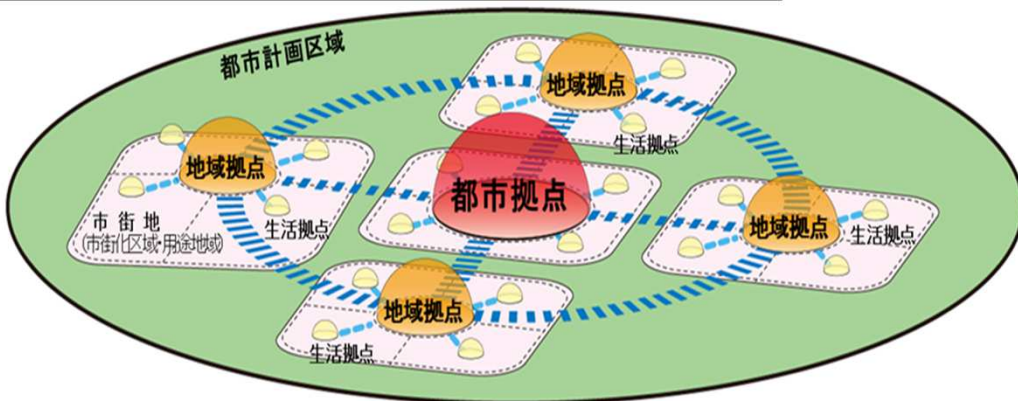
# 子育て世代や高齢者がともに安心して暮らせる「コンパクトなまちづくり」の推進

- 地方においては、人口減少や少子高齢化が進み、地域の機能の維持が大きな課題
- 住居や福祉・商業施設等を「都市」や「地域」の拠点に集約するとともに、拠点間の連携を強化し、不足する機能等を相互に補完・連携する「コンパクトなまちづくり」への取組が必要

子育て世代や高齢者がともに安心して暮らせる先進的なコミュニティの形成を目指し、平成25年度から新事業を展開

- 県と市町が一体的に取り組む「コンパクトなまちづくりモデル事業」を創設
- 県内3地区においてまちづくり構想等を作成し、事業着手

## コンパクトなまちづくりのイメージ



- 都市拠点** 都市の中心的な役割を担う拠点
  - ・高次の都市機能が多様に集積
- 地域拠点** 地域の中心的な役割を担う拠点
  - ・都市機能が集積、都市拠点を補完
- 生活拠点** 日常的な生活活動を支える拠点
  - ・生活サービス機能が集積

## 事業を進める上で必要な支援

取組

まちづくり  
構想

基本  
計画

実施  
計画

事業  
実施

必要な支援

高度・専門的な助言  
(アドバイザー制度)

民間事業者が参画  
しやすい環境づくり

省庁横断的なパッ  
ケージ(交付金制度)

## 港の賑わい拠点による元気創出

### 政策提案 1

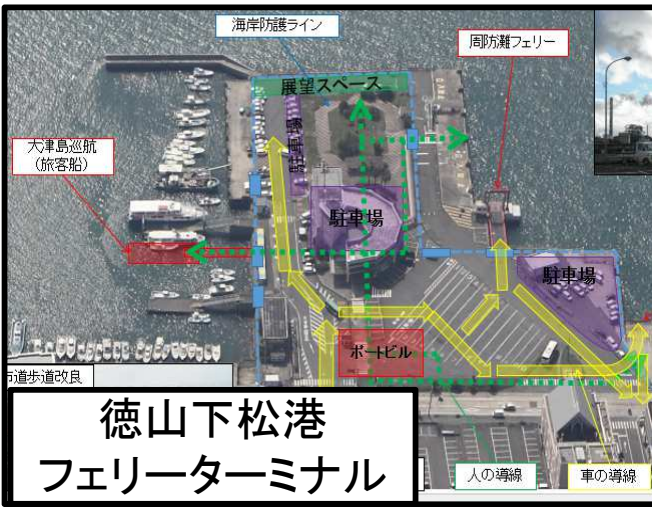
港湾と駅・道の駅等が一体となった拠点づくりによる地域活性化のための支援

- 港湾と駅が一体となった拠点づくりによる地域活性化に向け、一体的な事業展開への支援

# 港湾と駅・道の駅等が一体となった拠点づくりによる地域活性化

■ 物流・人流の結節点である「港」の持つ交流機能と「駅」や「道の駅」等の交流拠点機能を組み合わせ、地域の新たな賑わいを創出し、地域活性化を推進

- 「港湾」と「駅」(新幹線)が一体となった賑わい拠点づくり [徳山下松港(フェリーターミナル)+JR徳山駅]
  - ・県が進めるポートビル建替えや発着場統合、緑地整備等地域の交流拠点化に向けたフェリーターミナル再編整備事業と、市が進めるJR徳山駅での駅周辺整備事業を一体的に整備
- 「港湾」と「道の駅」等が一体となった賑わい拠点づくり [三田尻中関港(防災緑地)+道の駅]
  - ・県が進める防災緑地の整備と、市が進める防災緑地を活用したレクリエーション施設や、道の駅とみなとオアシスを一体的に整備



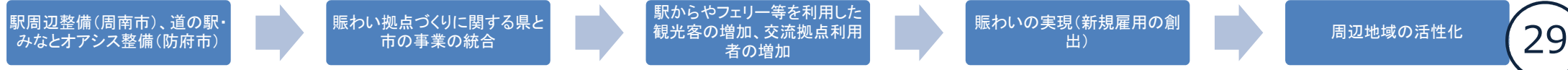
## 現状と課題

- 県と市の事業をパッケージとする、計画段階からの一体的な整備が必要
- 県の港湾事業と海岸事業をパッケージとする、柔軟な整備が必要

## 支援の内容

- 県の港湾事業と市の市街地活性化事業等の統合による計画的な事業推進

## 港の賑わい拠点創出のシナリオ



## 結婚、妊娠・出産、子育てに対する切れ目のない支援

### 政策提案 1 多子世帯に対する経済的支援の充実

- 現行の「多子世帯保育料軽減制度」を拡充し、第3子以降の保育料を無料化

### 政策提案 2 放課後児童クラブの開設時間延長に対する支援の充実

- 開設時間の延長を促進するため、補助要件の緩和と加算額の拡充

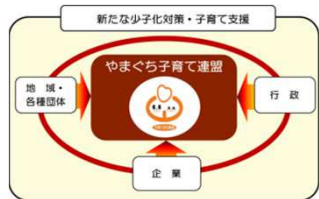
### 政策提案 3 不妊治療に対する経済的支援の拡充

- 一般不妊治療、人工授精治療及び男性不妊治療に対する国庫補助を導入

# 若い世代の結婚、妊娠・出産、子育ての希望を実現

●若い世代が希望を叶え、安心して結婚、妊娠・出産、子育てをすることができるよう、社会全体で子育て家庭を支える環境づくりを進め、切れ目のない支援を実施

## 社会全体で子どもや子育て家庭を支える取組



社会全体で子どもや子育て家庭を支える気運の醸成を図るため、企業・地域・行政等53団体で構成する「やまぐち子育て連盟」を設立

### 【主な取組】

- ・「やまぐちイクメン応援企業宣言制度」等による企業等が取り組む雇用環境づくり
- ・地域・企業ぐるみでの結婚サポート体制の構築
- ・企業等を巻き込んだ子育て家庭への支援 等

## 多子世帯に対する経済的支援の充実

### 〔国制度〕

兄弟姉妹が同時に保育所に入所している場合の保育料について、2人目が1/2軽減、3人目が無料

### 〔県の取組〕

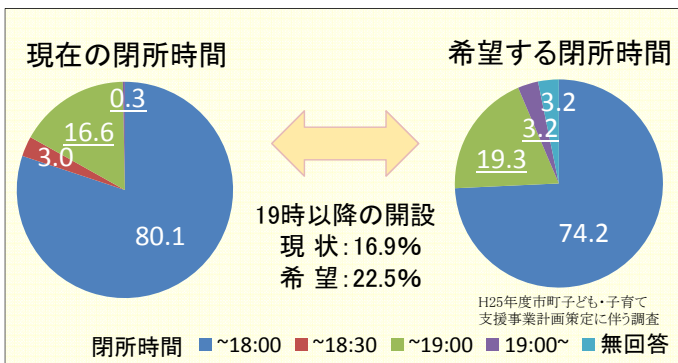
第3子以降3歳未満児の保育料を無料化又は1/2軽減  
※同時入所要件なし

子育て家庭が最も必要とする「経済的負担の軽減」を支援



## 放課後児童クラブの開設時間延長に対する支援

〔県の取組〕 337クラブを設置



### 〔国制度〕

1日6時間を超え、かつ18時を超えて開設する場合、運営費を加算

### 〔加算額〕

278千円×年間平均延長時間数

開設時間  
13時～19時  
⇒加算なし

## 不妊治療に対する経済的支援

区分	一般不妊治療	人工授精治療	特定不妊治療 ※
助成限度額	3万円/年度	3万円/年度	15万円/回
負担割合	県1/2 市町1/2	県10/10	国1/2 県1/2
事業主体	市町	県	県

本県独自制度

一般不妊治療から人工授精治療、特定不妊治療まで不妊治療の流れをすべてカバーする助成制度

→ 全国トップレベルの取組

※特定不妊治療:男性不妊治療にまで行き届いていない。

## 社会総がかりによる「地域教育力」の強化

**政策提案 1** 社会総がかりによる様々な取組を実施できる財政支援制度の創設

- 学校・家庭・地域が一体となった取組を実施できる交付金の創設など、財政支援制度の充実

**政策提案 2** 統括コーディネーターの配置や教員等を支援する制度の充実

- 統括コーディネーターの全中学校区への配置や地域連携担当教員等への支援制度の充実

**政策提案 3** コーディネーターや地域人材の育成等に関する支援制度の充実

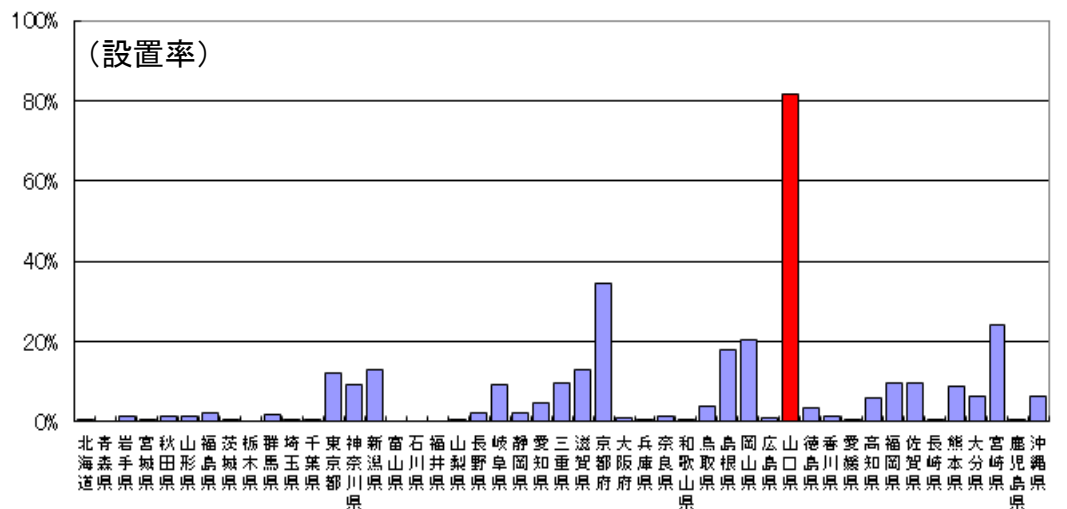
- コーディネーターの計画的な育成や、地域住民の研修を実施するための財政支援制度の充実

# 学校、家庭、地域の連携・協力による次代を担う子どもたちの育成

## 「コミュニティ・スクール」の設置促進

●保護者や地域住民等が学校運営協議会を通じて、一定の権限と責任をもって学校運営に参画

～小中学校設置率:81.6%(全国1位)～

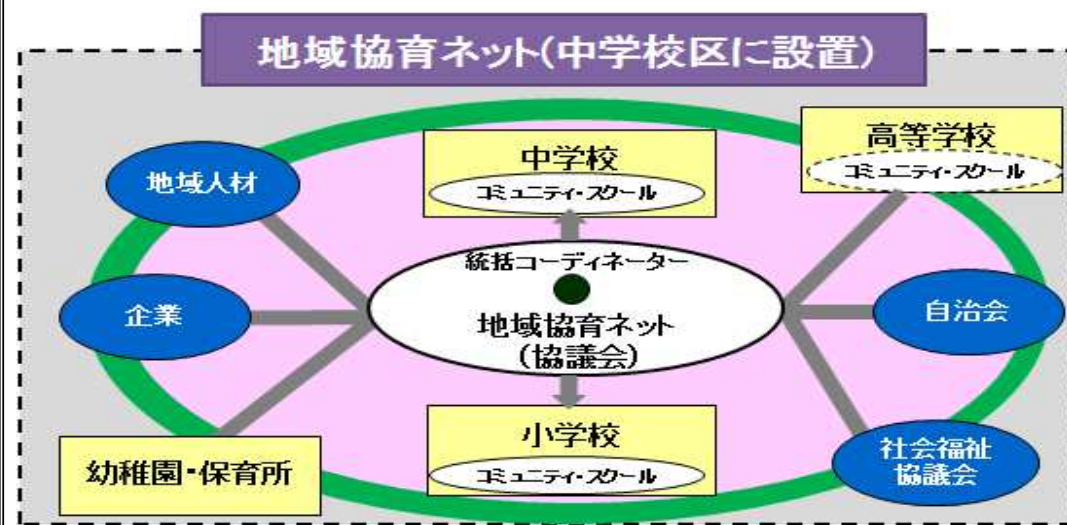


※文部科学省「コミュニティ・スクールの設置状況」(H26.4.1)及び「学校基本調査」(H26.5.1)より山口県教委作成(山口県はH26.9.1時点)

## 「地域協育ネット」の整備

●「地域協育ネット」【山口県独自の取組】  
 幼児期からの子どもたちの15年間の育ちを地域ぐるみで見守り、支援

～設置率:98%～



## 地域と学校をつなぐコーディネーターの養成・配置

(養成講座受講者数:576人 配置率:約60%)

## 地域の教育力の向上

【活動】 ○地域人材による学力向上支援、部活動支援 ○地域の伝統・文化継承 ○地域ぐるみのいじめ防止 等

課題

- 学校・家庭・地域が一体となった取組を継続的かつ効率的に行うための活動経費の充実が必要
- 学校の支援活動に当たっては、多様な人材が必要であり、核となる人材の確保が課題
- 一部の保護者や地域の方の協力に頼るのではなく、より多くの方々の参画の促進が必要

# 今後の取組

- 「コミュニティ・スクール」の設置促進(H16～)  
[小中学校設置率:81.6%(全国1位)]  
→目標:設置率100%へ・県立高校への新規設置
- 「地域協育ネット」の整備(H23～)  
[設置率:98%]  
→目標:全中学校区に整備
- コーディネーターの養成・配置  
[養成講座受講者数:576人 配置率:約60%]→拡大

＜統括コーディネーター(中学校区)の役割＞

▽地域協育ネット協議会の開催

▽各学校が求める地域人材の調整及び協力依頼

▽地域人材が学ぶ教養講座等の企画・運営

▽学校支援活動に参画する新たな地域人材の発掘・組織づくり



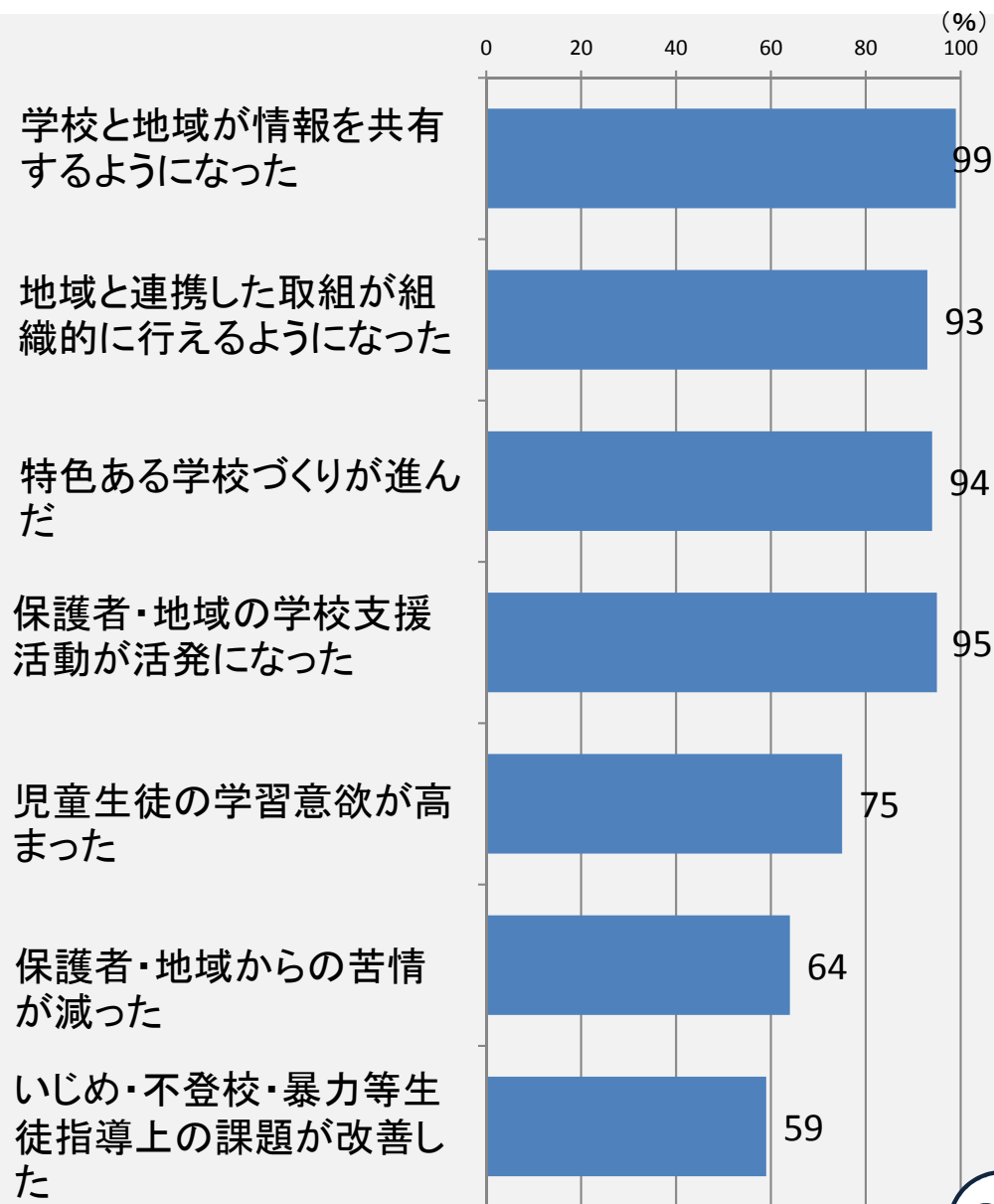
職員室に設けられた自席で地域連携担当教員との打合せ

## やまぐち教育応援団の活用促進(H20～)

- 目的** 県内の事業所や団体等を登録・認証し、子どもの様々なキャリア教育、体験・学習活動の充実・活性化を図る。
- 活用内容**
  - 子ども、保護者等を対象とした体験イベント、学習講座等の開催
  - 子どもの職場見学、就業体験等の受入れ
  - 学校等への講師・指導者の派遣 等
- 登録状況** 登録数:5006事業所等(H26年9月末現在)

# 取組の成果

## コミュニティ・スクールの成果 (設置校対象アンケート(H26.6月))





# ○主な学校の取組例

## 光市浅江中学校区 「あさなえネット」の取組

### ○子どもたちは地域の担い手(郷土愛を育む地域貢献活動)

○中学生が地域づくりに  
ついて考えはじめました

[光市活性化のための意見交換]



・生徒会と学校運営協議会  
が連携した取組

**「15歳は地域の担い手」**

**～私たちが地域の人々とつ  
ながり、地域を未来へつな  
ぎます～**

○地域の人々を守る取組がはじまりました

[地域の高齢者への弁当配達]



[認知症の方への声かけ訓練]



○地域の自然や文化を未来につな  
げる取組がはじまりました

[郷土の宝虹ヶ浜の松林保全活動]



[地域の祭に参加して、  
地域の歴史を紙芝居で紹介]



[高齢者宅の剪定作業]



・登下校中にあいさつを  
交わしてくださる高齢  
者宅の剪定作業

○学校は地域の学び場(学校愛を育む地域貢献活動) ～学校が地域の人々をつなげ、地域を未来へつなぎます～

○大人の学びがはじまりました

[地域住民対象の公開講座]



・地域住民を対象としたALTによる英語学習

○地域ぐるみの健康づくりがはじまりました

[早朝元気クラブのウォーキング]



・早朝に中学生と一緒に地域の方が健康づくり



○学校の教育活動・学校運営の充実

～地域の方々が子どもたちの学びをつなぎます～

○学校間のつながりの強化につながりました

[小中連携の清掃活動]



・中学生が小学生に、掃除の手順や床の磨き方などを伝授

[水泳の達人による小学校水泳教室]



・中学生、地域住民、保護者が指導者として協力

○地域の声を反映する学校運営体制への見直しにつながりました



生徒が考案したキャラクター「つながりん」

・校務分掌の工夫により、学校運営協議会に全教職員がかかわるシステムを構築し、地域の声を学校運営に反映  
 ・教職員が企画した案を地域の方と熟議し、年間の活動を決定



## 萩市萩東中学校区 「夏柑ネット」の取組

### ○子どもたちは地域の担い手(郷土愛を育む地域貢献活動)

○地元ならではの産業の体験学習を通して、ふるさとで生きていくことを子どもたちは考えています

[蜜柑農園や梨園での体験学習]



・地元の主要産業である第一次産業の担い手づくり

○地域の文化を未来につなげる取組がはじまりました

[「ヨイショコショ節」の指導]



・地域の伝統文化である「ヨイショコショ節」を地域の指導者の方に指導していただき、体育祭で披露しています

### ○学校は地域の学び場(学校愛を育む地域貢献活動) ～学校が地域の人々をつなげ、地域を未来へつなぎます～

○大人の学びがはじまりました

[地域住民対象の公開講座]



・公開講座開設に向けた「熟議」



・茅でのバツタづくり

・オープンスクールの開催に合わせて、給食試食会の後、中学校教員が講師を務める地域の方を対象とした公開講座を開催  
・H26年度は地域人材との中学校教員の協働による公開講座を予定

<公開講座例>

- ・日本一の漁場でとれる萩の魚たち
- ・萩のジオパーク構想について  
～萩の火山は不思議でいっぱい～
- ・歴史の味を知ろう～長州おはぎ、by喫茶ひじわら など

## ○学校の教育活動・学校運営の充実

～地域の方々が子どもたちの学びをつなぎます～

### ○学校間のつながりの強化につながりました

#### [中高連携の学習活動]



- ・高校生や地域の有志の方々などによる学習支援

### ○学校運営協議会委員が授業づくり等の教育活動に参画することにより、授業の質をはじめ、教育活動が充実しています

#### [地域の方が実施する面接指導]



- ・教員、地域の方々で進路実現に向けた面接指導を2年生、3年生で実施

#### [教員とCS委員とが一緒に行う授業検討会]



- ・毎月第2火曜日の4校時にCS推進委員が授業参観し、授業評価を実施

## 下関市長府中学校区 「ほっちゃや」の取組

### ○地域ぐるみの防災教育がはじまりました

避難訓練と高潮災害発生後の避難所生活を体験  
(防災キャンプ)



- ・小学生が高校生に援助されながら中学校体育館に避難



- ・専門家の指導による段ボールを使った寝床づくり

### ○地域の方々とふるさとの歴史について学んでいます



- ・観光ボランティアや町おこしの実践家の協力で行うふるさと探検学習

### ○地域の多世代との交流がはじまりました



- ・学校では指導の難しいバス通学児童の安全見守りやマナー指導を婦人会を中心に実施

### ○学校支援活動を通じた地域の連帯感が醸成されています



- 「ほっちゃや」のメンバーである「ほっちゃや」のベスト

## ○その他の取組例

### 山口市秋穂中学校区 「たのSEA秋穂づくり協議会」の取組

#### ○子育て支援団体の協力の 下、中学生が子育てを体験

子育て中の親子との関わりを持つことで、親子の関係を見直し、命の大切さや将来の子育てをイメージ



#### ○地域の方による読み聞かせ

毎週火曜日の昼休みに「お話玉手箱」の方々による絵本の読み聞かせを実施



#### ○「おやじの会」によるもちつき大会

「おやじの会」がもちつき大会や環境整備等多彩な行事を実施



#### ○児童が手話を体験

手話サークル「しいのみ会」による手話教室



### 阿武町阿武小学校の取組

#### ○保護者による学校での読み聞かせ

・全家庭がボランティア登録する保護者による読み聞かせグループにより、週2回朝の活動時間(15分)に、1～6年全クラスで読み聞かせを実施。

(年間42日、延べ140名以上のボランティアが参加)

山口県読書ノートコンクール優秀校  
受賞(H22, 23, 24)

山口県子ども読書活動団体表彰  
(H26)



### 山陽小野田市厚陽中学校区 (施設一体型小中連携教育校) 「厚陽学校応援団」の取組

#### ○地域住民が気軽に立ち寄れる学校づくり



地域連携室



「ふれあいルーム」での地域の方との交流

#### ○地域と連携した防災教育

地域合同での防災訓練では児童生徒が参加し、食生活改善推進協議会の指導の下、炊き出しを体験



## 地方への移住の推進

### 政策提案 1 地方への移住・交流促進のための国における「移住センター」の創設

- 地方への移住・定住の促進を図るため、都道府県と連携して移住に関する情報提供やマッチング、生活・起業支援などの総合的な支援を行う、国における「移住センター」の創設

### 政策提案 2 地方への円滑なUJIターン(移住)に向けた総合的な支援

- 都道府県の総合窓口の機能強化に対する連携・支援
- 地方自治体が行う都会から地方への移住を促す取組に対する財政的支援

# 住んでみいね！ぶちええやまぐち UJIターン推進事業

UJIターン相談件数（※近年増加傾向にある）

年度	H22	H23	H24	H25
相談件数	1,828	2,198	2,235	2,402

情報提供  
協働連携

山口県

## UJIターンの働きかけ

- 移住フェア・セミナーの開催
- UJIターン就職説明会の開催
- UJIターン支援ツールの作成
- DMや広告等による情報発信

## 相談対応・情報提供

- 相談窓口設置（東京・大阪・山口）
- アドバイザーの設置
- 市町等との連携体制対応
- 支援ホームページの開設

## 受入支援

- 市町空き家バンクとの連携
- お試し暮らし住宅の提供
- 個別のニーズに応じた、関係機関や市町との連携支援

## UJIターン総合支援窓口の機能強化（東京・大阪）

- UJIターンによる第1～3次産業への就職、起業、生活全般への一元的な支援



移住センター

働きかけ  
情報提供

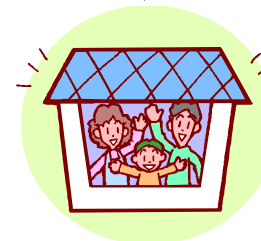
大都市圏の  
移住意向者

不安や  
疑問等

移住への熟度 >>> 高

山口県の  
総合的な  
移住支援

山口県への  
定住促進



## 可能性に挑戦し、夢を実現したい女性に対する創業支援

### 政策提案 1

創業支援会社(バーチャルインキュベーション)への出資条件の緩和

- 地方自治体が設立に関与する創業支援会社へ金融機関が出資する際の銀行法上における関連会社として扱われる出資割合の引き上げ

### 政策提案 2

創業支援会社の運営の円滑化のための税制優遇措置の整備

- 創業支援会社の円滑な運営のため、収益への非課税措置など税制上の優遇

### 政策提案 3

創業支援会社創設のための財政的支援

- 創業支援会社への地方公共団体の出資に対する補助など財政的支援



# 女性の創業を支援するための「創業支援会社」制度の構築

- 25歳から34歳までの女性の子育て期の有業率が低下する「M字カーブ」解消に向け、セミナーの開催、ネットワークの構築など、創業意欲のある女性の創業支援を実施
- 女性創業を一層加速化するため、直接的な支援制度を構築し、支援を強化

## ～ 創業へのステップアップ ～

(ジャンプ)

### ■ Stage I (ホップ)

### ■ Stage II (ステップ)

### ■ Stage III

夢を実現したい、全ての女性の為に

女性創業セミナー WITTY  
- Entrepreneurship Seminar -

- セミナー、交流会



創業支援会社 ※SPCとして設立

(バーチャルインキュベーション)

- 請負契約による会社事業部制



独立



出資

事業提案

事業請負

県補助

- ・地元金融機関
- ・中核的支援機関

創業者  
(〇〇事業部)

創業者  
(〇〇事業部)

創業者  
(〇〇事業部)

### 【創業時の課題】

- ・取引上の信用不足
- ・資金不足
- ・経営等のノウハウ不足

### 【課題の対応策】

- ・与信力のある会社を背景にした支援
- ・業務請負による資金調達への支援
- ・専門家のサポート、ネットワークの構築

### 《 特色 》

- ◆ 創業者と県出資創業支援会社の請負契約による会社事業部制  
→ 県出資の会社名の使用により、取引上の信用不足を解消
- ◆ 創業者は、事業プランに基づき請負契約の範囲内で事業展開  
→ 創業支援会社からの業務請負により、資金不足を解消
- ◆ インキュベーションマネージャーを兼務する社長が創業をサポート  
→ 経営等のノウハウの取得、営業力の強化
- ◆ 創業者同士のネットワーク構築、連携した営業展開
- ◆ 協調出資の金融機関と連携した経営基盤強化支援

## 6次産業化等による元気な農林水産業の推進

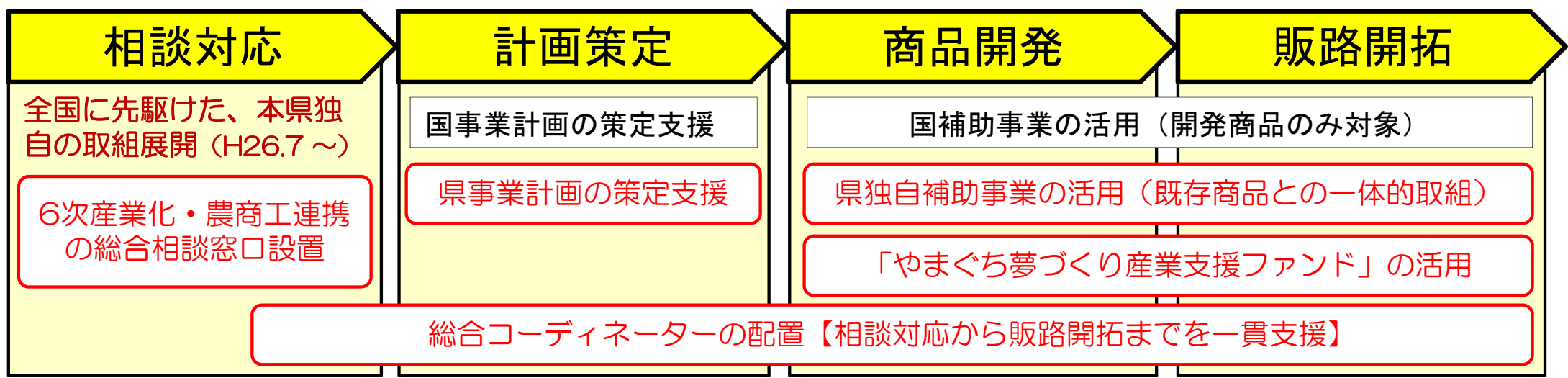
### 政策提案 1

### 地域活性化のための6次産業化と農商工連携の一体的な取組の推進

- 地域の実情に応じた支援体制の整備や補助制度等の創設
  - 1 6次産業化と農商工連携の取組の効率的な展開を図るための 総合相談窓口の設置、相談から販路拡大までの総合的な支援体制の整備
  - 2 地域主導による効率的な新商品開発や効果的な販路開拓を支援するための補助制度の見直し
  - 3 6次産業化のための国ファンド要件（農林漁業者の出資比率）の緩和

# 地域活性化のための6次産業化と農商工連携の一体的な取組の推進

● 地域資源を活かした魅力ある商品開発の加速化による、元気な農林水産業の育成



※赤字は県独自の取組

<課題>

- 国の現行制度では、6次産業化、農商工連携の相談窓口や支援体制が分かれており、不便で非効率
- 新商品開発と一体的に行う既存商品の生産拡大に係る施設整備や販路開拓活動が認められておらず、事業展開が困難
- 国ファンドは、農林漁業者の過半出資要件があるが、資金力が乏しいため事業展開が困難

<制度提案>

- 6次産業化と農商工連携の受入・支援体制の一元化
- 「商品開発」や「販路開拓」補助要件の緩和
- ファンド出資比率要件の緩和

## 農山漁村の活力維持に着目した鳥獣被害防止対策の推進

### 政策提案 1

### 実効性のある鳥獣被害防止対策による地域活力の維持

- 鳥獣被害防止総合対策交付金の地域の実情に応じた弾力化
- 鳥獣被害対策実施隊の捕獲態勢の強化
- 捕獲強化のための環境整備
- 個体数の早期削減に向けた効率的な捕獲方法など全国的な研究・技術開発の推進

# 実効性のある鳥獣被害防止対策による地域活力の維持

## 現状

- 野生鳥獣による農作物被害が深刻化し、全庁あげての総合的な鳥獣被害防止対策を推進  
～狩猟免許取得経費支援、射撃練習経費助成など県独自の担い手育成支援 等～
- 被害の広域化に対応するため、県や市町が一体となり広域協議会の設置による取組を推進  
～シカ被害の深刻な県西部で市町境を越えたシカの広域一斉捕獲を実施（年8回） 等～
- 県試験研究機関における捕獲・防護対策の研究  
～シカの大量捕獲技術研究、サル接近警報システムの実証 等～
- 依然として被害が高い水準にあり、特にサルによる被害が急激に増加  
～農作物被害額は平成22年度をピークに平成25年度には3割以上減少～

## 課題

- ◇鳥獣被害防止対策交付金等を活用した対策を実施しているが、本県の実情に応じた制度となっていない  
(例)・集落が点在する中で受益戸数が3戸以上必要(防護柵設置)
  - ・捕獲活動経費が固定(緊急捕獲対策)
- ◇捕獲の中核を担う猟師等の減少・高齢化が進行するとともに、鳥獣被害対策実施隊への登用が進んでいない
- ◇個体数削減に有効な大量捕獲技術が確立していない

## 政策提案

- ◇鳥獣被害防止対策交付金の地域の実情に応じた弾力化
  - ・地域の裁量による捕獲・防護対策への見直し
  - ・鳥獣被害防止対策交付金の拡充
- ◇鳥獣被害対策実施隊の捕獲態勢の強化
  - ・狩猟税軽減(地方財政措置)の継続と銃砲所持許可の簡素化
- ◇捕獲強化のための環境整備
  - ・大型捕獲檻等の活用など効果的な捕獲及び止め刺し方法の確立
  - ・サルの指定管理鳥獣等への早期指定
- ◇個体数の早期削減に向けた全国的な研究・技術開発
  - ・削減対策(獣種別)の早期実用化

## 農林水産業の担い手育成

### 政策提案 1 集落営農法人等への就業者の定着支援による地域活性化

- 集落営農法人等への就業者の地域への定着支援による受け入れ法人の若返りと地域の活性化
  - ・ 「農の雇用事業」の助成期間の延長と対象要件の緩和
  - ・ 就業者の住居借上・補修費用の助成

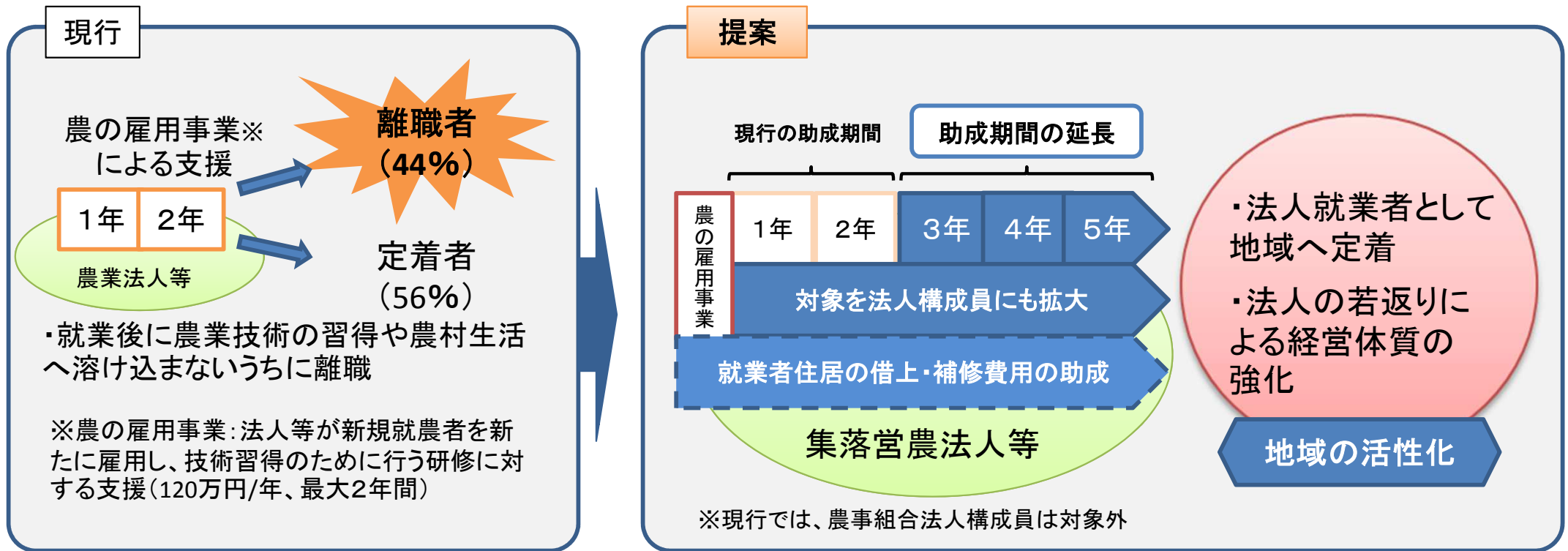
### 政策提案 2 新規漁業就業者等への移住支援と就業後の定着促進

- 収入が不安定な漁業就業直後の経営安定化対策として、農業と同様の就業給付金制度の創設
- 漁村地域に移住する漁業研修生や新規就業者の生活基盤となる住居確保に向けた助成制度の創設

# 集落営農法人等への就業者の定着支援による地域活性化

地域農業を支える集落営農法人等への就業者を確保・育成するため

- 国の雇用研修支援制度である「農の雇用事業」の期間延長及び対象要件の緩和
- 就業者の住居借上・補修費用の助成などにより、農業法人への就業促進体制を整備



【参考：就農前の研修生に対する県の独自支援】

- 全国に先駆け、県独自に就農前の研修生に対し2年間、180万円/年の支援を実施(H6年度～)
- 国の青年就農給付金制度(150万円/年)開始後は、30万円/年を上乗せして支援(H24年度～)

# 農林水産業の新規就業者確保・育成・定着支援

## 農業

### 【これまでの取組】

全国に先駆け、就業前研修支援制度(平成6年～ 180万円/年×2年)など、県独自の取組と「青年就農給付金」や「農の雇用」など国の制度を組み合わせ、募集から就業までの一貫した支援を実施

### 【成果】

○自営就農者、法人就業者とも増加

○集落営農法人は207設立

### 【課題】

○法人就業者の離職率が高い(農の雇用事業終了者の44%)

○若い就業者の確保・育成による法人の若返りが必要

### 【今後の方向性】

○法人就業者の定着に向けた長期給付制度・住居確保対策事業の創設

## 漁業

### 【これまでの取組】

全国に先駆け、県独自の研修支援制度(平成10年～ 180万円/年×2年)、漁船・漁具等のリース支援(最大100万円)、就業後の経営自立を支援(180万円/年×1年)するなどを募集から就業までの一貫した支援を実施

### 【成果】

○他県に比較し、充実した研修支援体制により研修受入実績も増加

### 【課題】

○就業直後の経営が不安定等さらなる定着支援対策が必要

### 【今後の方向性】

○就業者の確保、定着に向け、自立化支援金等の拡充、住居確保対策事業の創設

## 林業

### 【これまでの取組】

国の「緑の雇用」制度と県独自施策を組み合わせた新規就業者の実践研修支援

### 【成果】

○若者層を中心とした労働力の確保・育成が図られつつある

### 【課題】

○更なる雇用の創出のためには事業量確保が必要

### 【今後の方向性】

○“スマート林業”の開発・実証など豊富な木材資源を活かした林業の成長産業化



# 新規就農者の確保・育成・定着支援

## < 県独自の取組 >

### ◆ 研修生・指導農家への支援

#### 平成6年度から全国に先駆けて実施

○就農に向けた研修を行っている者に対する支援: 180万円/年×2年

- ・平成24年度からは支援の一部に青年就農給付金を活用(国:150万円 県:30万円)
- ・45歳以上は全額(180万円)県独自支援

○研修生受入農家への支援 72万円/年

### ◆ 農地の確保支援

○新規就農者に対し、農地を無償貸付: 最大5年間

### ◆ やまぐち就農支援塾の開催

○社会人向けに基礎研修から通年で行う就農準備の研修まで段階に応じた研修を実施

## < 成果 >

### ◆ 新規就農者は着実に増加

H3~5	H6~23	H24~25
17人/年	45人/年	105人/年

## < 課題 >

- ◆ 自営就農者に比べて法人等就業者の離職率が高い (自営9%、法人29%)
- ⇒ 農の雇用事業終了者は約44%が離農

## < 今後の方向性 >

### 『担い手支援 日本一』の実現

### ◆ 法人の次代を担う新規就業者の育成・定着のための支援制度の創設

⇒ 農の雇用事業(現行2年間)を拡充し、就業5年目まで助成継続

⇒ 移住者のため、空き家改修費の補助など住居対策

# 新規漁業就業者の確保・育成・定着支援

## < 県独自の取組 >

### ◆平成10年に募集から定着まで一貫した支援体制を創設

- ▶ 長期漁業研修制度の創設 (研修支援金: 180万円/年 × 2年の支給)  
※本県の要望を受け、H24年度から国も同様の支援を制度化

### ◆経営自立化支援金の支給

- ▶ 就業直後の漁業技術が未熟な時期の経営安定対策 (H24~)
    - 180万円/年の給付金支給
    - 就業後1年間
- ※全国に先駆けた本県独自の取組

### ◆漁船・漁具等のリース支援

- ▶ 独立時に漁船、漁具等に係る初期投資の負担軽減
  - 1件あたり補助金上限100万円
  - 補助率: 県1/4, 市町1/4

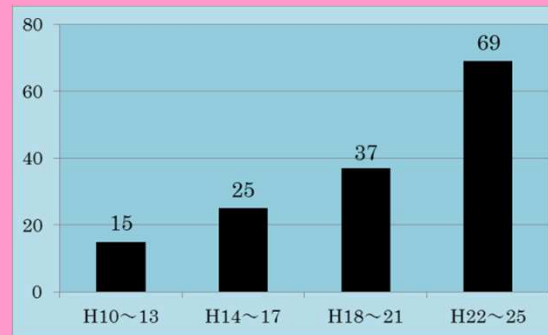
### ◆短期研修によるマッチング

- ▶ 複数地区における体験漁業
  - 研修希望者が研修漁業を選択
  - 研修中のリタイヤ防止

## < 成果 >

- ◆平成10年から192人が長期研修を受講し、うち110人が就業 (38人が研修中)  
⇒近年、研修希望者は増加

< 参考: 研修生受入実績(人) >



- ◆自立化支援金は新規就業者の経営安定に一定の成果  
⇒H24年~ 28人が活用

- ◆着業時には漁船・漁具等に300万円以上の初期投資が必要  
⇒リース支援による負担軽減 (利用実績 49件)

## < 課題 >

- 就業後の経営が不安定
- 移住者のための住居が不足

## < 今後の方向性 >

### 『担い手支援 日本一』の実現

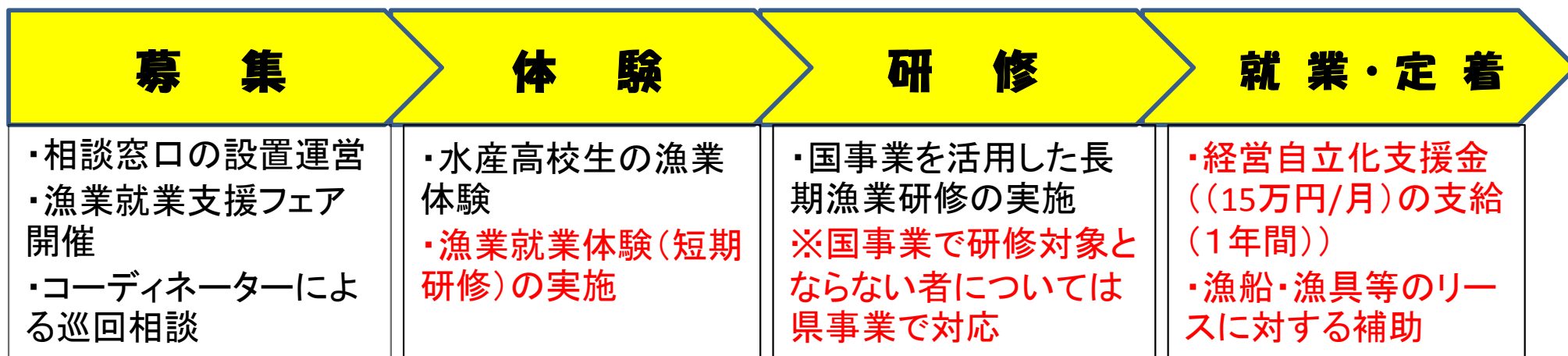
- ◆国の制度創設と相まってさらなる定着促進対策の拡充・強化を検討

⇒就業後の経営安定対策・定着促進のため給付金の支給期間の延長

⇒移住者のため、空き家改修費の補助など住居対策

# 新規漁業就業者確保・育成のための募集から定着までの一貫した支援体制の整備

■ 新規漁業就業者を確保・育成するため、国の事業を活用しつつ、漁協、市町と連携して基礎から実践までの段階的な研修や就業後の定着支援など、一貫した支援体制を整備



※赤字は県単独事業の取組

## <課 題>

- 漁業就業者の減少・高齢化に伴う漁村活力・漁業生産力の低下
- 国事業は、漁業就業後の初期投資軽減・立ち上がり支援(自立化支援)が不十分
- ※農業分野では青年就業給付金が制度化
- 農山漁村地域に移住する者の住居不足・空き家の有効利用促進

## <制度提案>

- 漁業就業後の初期投資軽減・立ち上がり支援(就業給付金)制度の創設
- 農山漁村地域に移住する者のため、空き家の借上・補修費用の助成制度の創設

## ICTを活用した農林水産業の振興

### 政策提案 1

集落営農法人と蔵元が連携した日本一の地酒づくり

- ICTを活用した酒米栽培支援システム確立のための研究を推進

### 政策提案 2

林業の成長産業化へ向けた先駆的取組への支援

- 林業の成長産業化モデル地域の選定
- 森林ビッグデータやクラウドシステムなどを活用した“スマート林業”の開発と実証

# ICTを活用した酒米栽培支援システムによる「日本一の地酒づくり」の支援

- 県内酒造会社(蔵元)の需要に応じた酒米の生産拡大を図るため、ICTを活用して酒米栽培支援システムを早期確立
- 原料となる酒米の栽培技術から清酒の品質管理までICTによる一貫したデータ管理により、「日本一の地酒づくり」を支援し、農林水産業と地域を活性化

## [課題]

- ・酒米の需要増に応じた生産拡大が必要
- ・新規栽培者の早期技術習得と品質向上が急務

## [取組方向]

- ・技術向上と品質向上のためにICTを活用し農家を支援



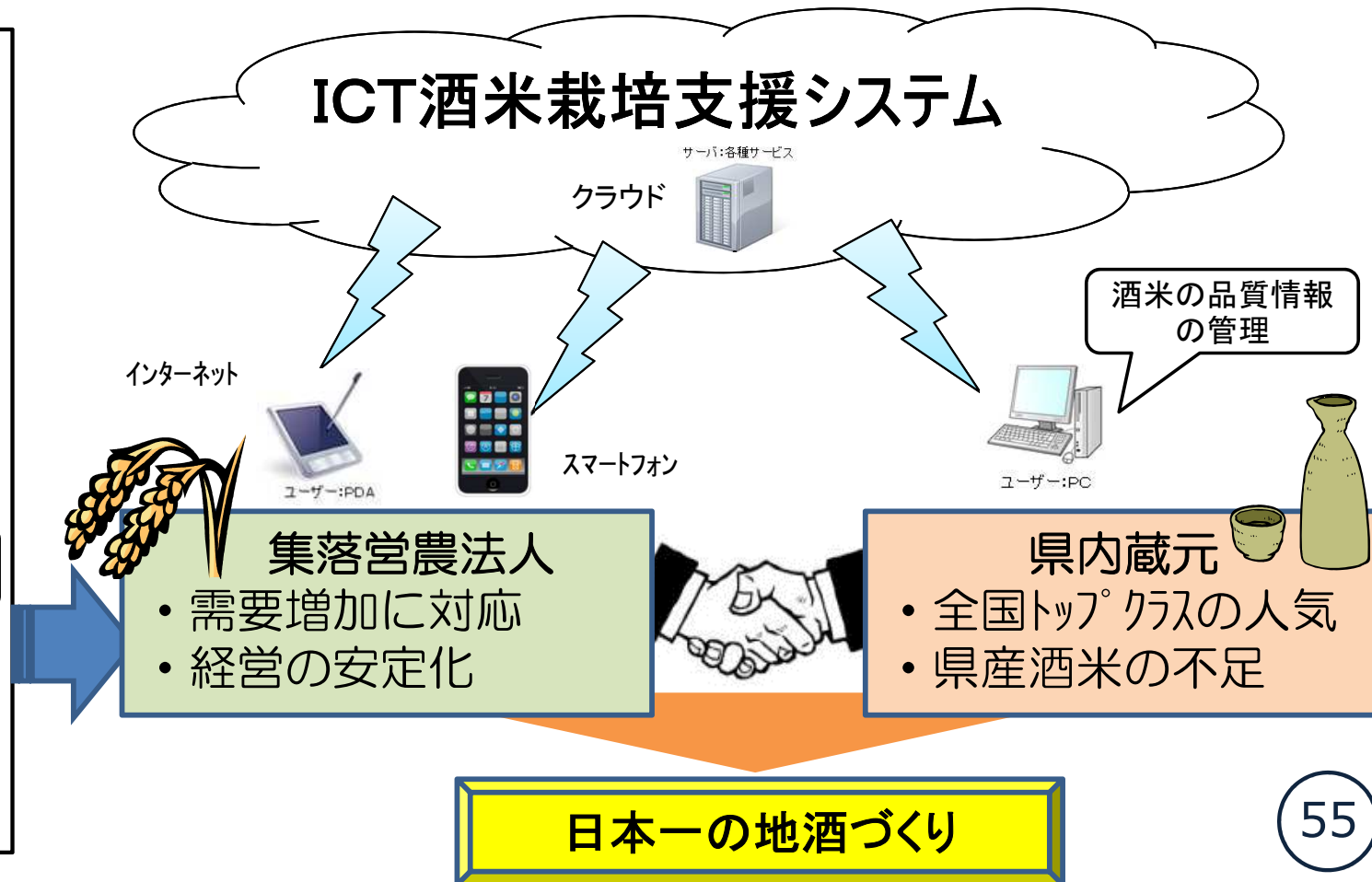
計測ロボット

酒米の生育計測・診断



タブレット

栽培改善のための処方箋を伝達

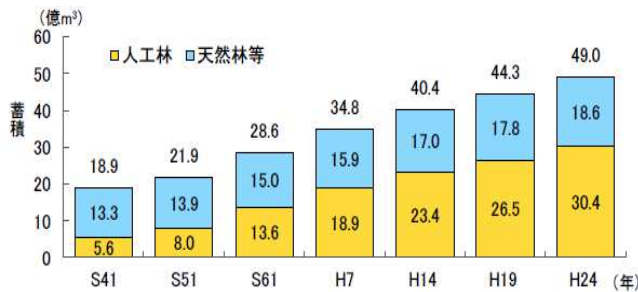


# 林業の成長産業化の先駆モデルとなる“スマート林業”実証プロジェクトの実施

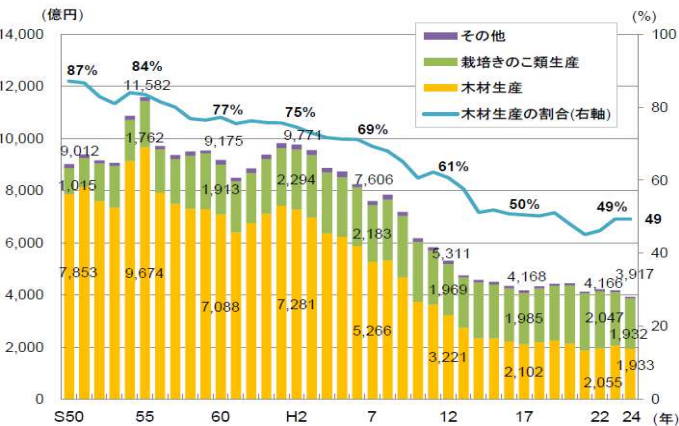
我が国の人工林が本格的な利用期を迎える中、豊富な木材資源を活かして地域に新たな雇用とキャッシュフローを創出する先駆的な林業モデルを開発し、地域を支える成長産業化を目指す。

- 林業の成長産業化モデル地域の選定
- 森林ビッグデータやクラウドシステムなどを活用した“スマート林業”の開発と実証

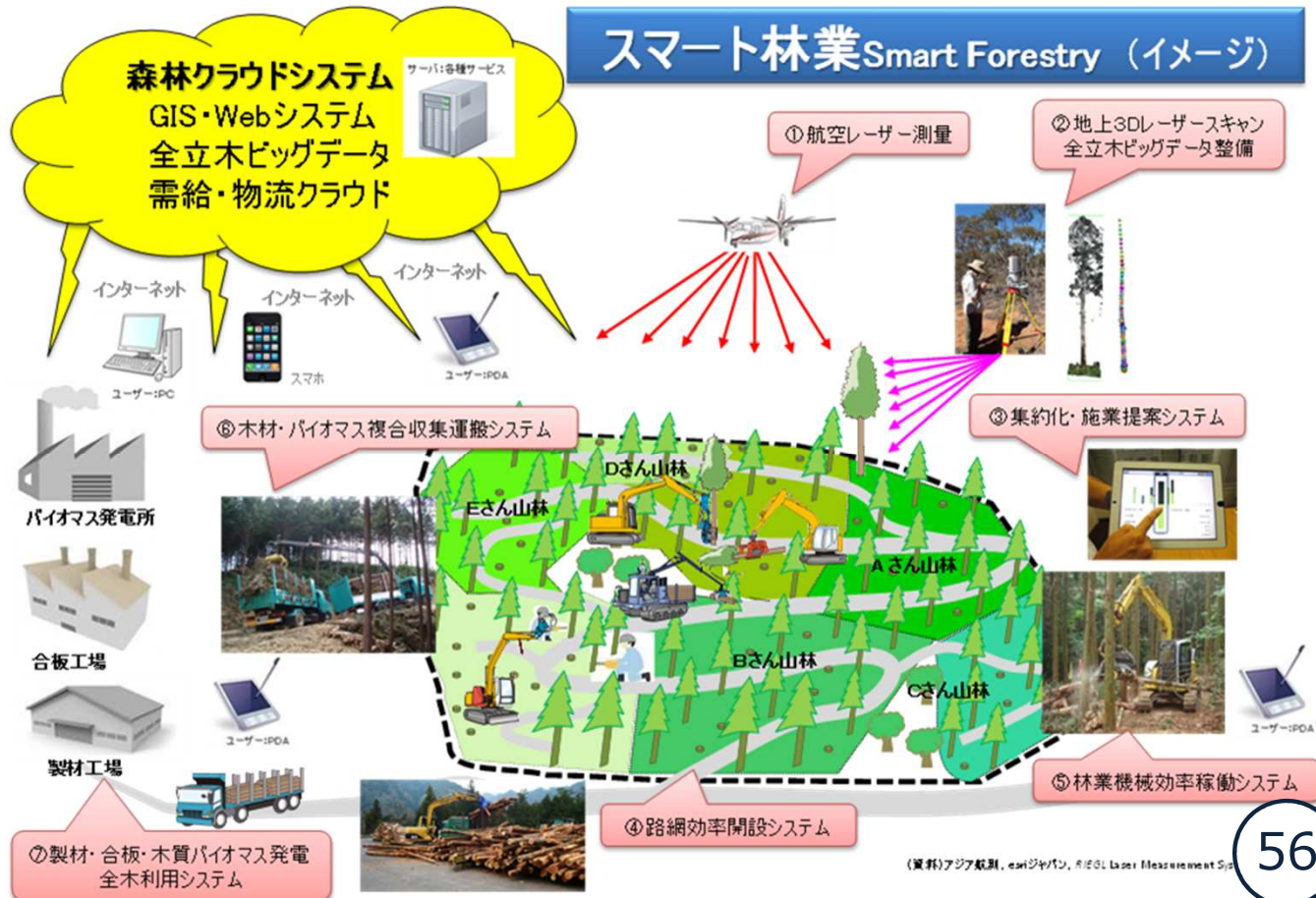
## ■ 充実する我が国の資源量



## ■ 減少する林業産出額



成長産業化モデル



## 地域を支える建設産業の担い手確保

### 政策提案 1

### 建設産業の人材確保・育成のための支援制度の創設

- 人材関係民間事業者の活用等による幅広い取組等を支援する交付金制度の創設

## 民間事業者の活用等による建設産業の担い手の確保・育成

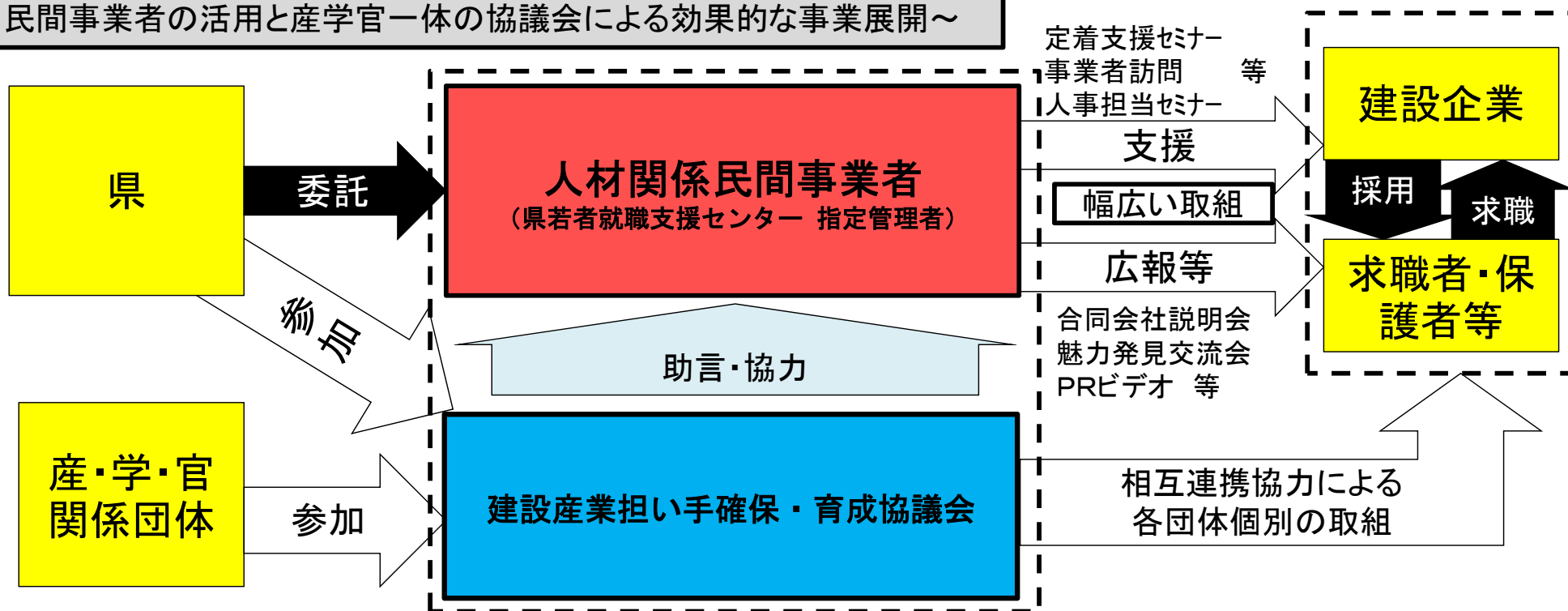
- 建設産業は社会資本の整備・維持管理、災害時の応急対応・復旧対策等に大きな役割
- 就業者の高齢化・若年者減少のため、人材確保や技術・技能継承が喫緊の課題

将来的にも地域を支える足腰の強い建設産業構築のため

- 民間事業者のノウハウを活用した建設業の魅力PRや建設企業の人材確保・定着の取組の支援
- 産・学・官の関係者が連携する協議会での一体的な取組による建設産業の担い手の確保・育成の推進

### 山口県モデル

～民間事業者の活用と産学官一体の協議会による効果的な事業展開～





## 地方創生の実行に必要な財源措置の充実

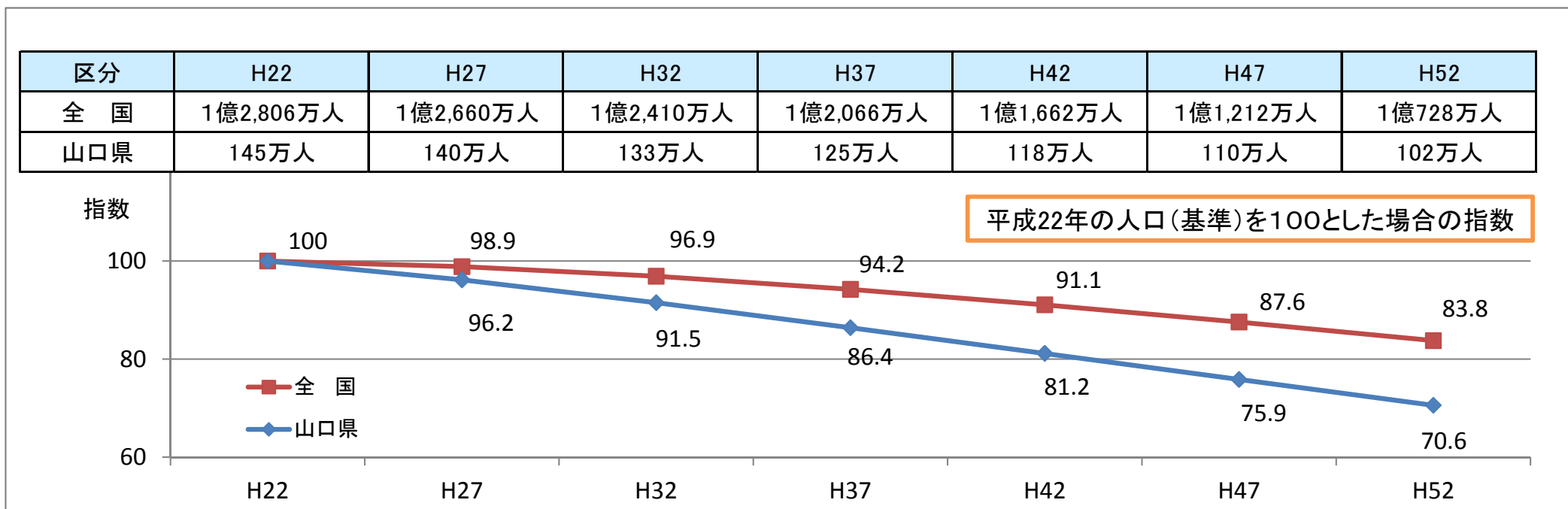
### 政策提案 1

### 人口減少・少子化対策の主体的な取組に必要な財源措置の充実

- 地域の実情に応じた人口減少・少子化対策の主体的な取組に必要な財政需要の地方財政計画への計上と人口減少率の高い団体への地方交付税の重点配分
- 自由度の高い交付金や基金、元利償還金に対する交付税措置率の高い地方債等の財政支援策の創設

# 現状

## ○人口の推移及び将来推計（H22～52）



## ○人口減少に伴う地方交付税への影響（人口を測定単位とするもの）

